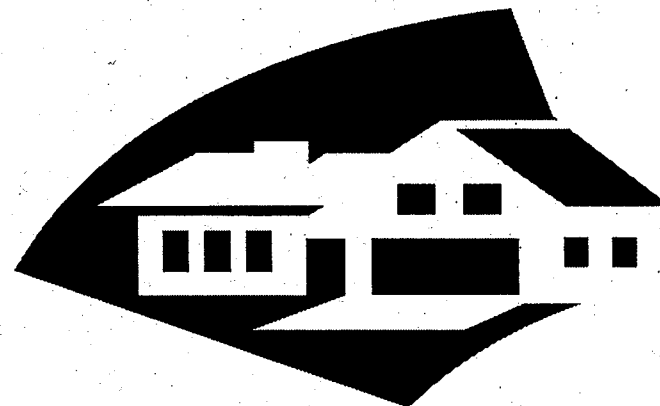


令和2年4月

障害者（児）施設の整備について



東京都福祉保健局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 生活基盤整備担当

資料2 目次

1	社会福祉事業について	1
2	指定基準と最低基準について	
	(1) 指定基準と最低基準の関係	3
	(2) 人員に関する基準一覧	5
	* 設備等に関する基準は資料1 参照	
3	障害者(児)施設整備補助事業について	
	(1) 概要	12
	(2) 補助対象事業一覧	13
4	スケジュール	
	(1) 概要(主な事務処理)	14
	(2) 詳細	16
5	財産処分の概要及び手続きについて	27
6	土地に関する補助事業について	
	(1) 借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業について	28
	(2) 定期借地権の一時金に対する補助事業について	31
	(3) 土地に関する補助事業に共通する事項	32
7	要綱	
	(1) 障害者(児)施設整備費補助要綱	34
	(2) 借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助要綱	59
	(3) 定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助要綱	71
8	参考資料	
	(1) <参考例>見積書	81
	(2) <参考例>配置図・平面図	85

☐ 個別相談(電話&来庁)を行っております。裏表紙に記載されている「問い合わせ先」にご連絡ください。

☐ 来庁相談をご希望の場合、事前に電話予約をお願いします。

1 社会福祉事業について

(1) 社会福祉事業とは…

社会福祉法第2条 2 次に掲げる事業を**第一種社会福祉事業**とする。

二 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、**障害児入所施設**、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を営む事業

四 障害者総合支援法に規定する**障害者支援施設**を営む事業

太字・波線の施設・事業が
障害者(児)施設整備費補助の対象

3 次に掲げる事業を**第二種社会福祉事業**とする。

二 児童福祉法に規定する**障害児通所支援事業**、**障害児相談支援事業**、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業及び児童の福祉の増進についての相談に応ずる事業

四の二 障害者総合支援法に規定する**障害福祉サービス事業**、**一般相談支援事業**、**特定相談支援事業**又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は**福祉ホーム**を営む事業

五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十四号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、**補装具製作施設**、**盲導犬訓練施設**又は**視覚障害者情報提供施設**を営む事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

(2) 経営主体とは…

社会福祉法第60条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が営むことを原則とする。

(3) 社会福祉法人とは…

社会福祉法第22条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律に定めるところにより設立された法人をいう。

(要件)同法25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

(所轄庁)同法30条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長(特別区の区長を含む)

二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものにあつて厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

(4) 施設の設置について…

社会福祉法第 62 条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届けなければならない。

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の予定年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

(変更)同法第 63 条 前項第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事業に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

同法第 69 条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業經營地の都道府県知事に第 67 条第 1 項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(参考:同法第 67 条)市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業經營地の都道府県知事に次に掲げる事項を届けなければならない。

- 一 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 事業の種類及び内容
- 三 条例、定款その他の基本約款

2 (1) 指定基準と最低基準の関係

最低基準(障害者総合支援法第 80 条、都条例(※1))

- ・ 施設規模
- ・ 施設又は事業所全体の建築構造基準
- ・ 職員の資格要件
- ・ 基本方針
- ・ 職員配置基準(サービス提供職員、左記以外の職員)
- ・ 設備の基準(サービス提供に必要な設備、左記以外の設備)
- ・ サービスの取扱い基準(利用者等からの苦情への対応を含む)
- ・ 管理運営上の基準
- ・ 指定障害福祉サービス特有の事務等の取扱いの基準
(ex. 重要事項に関する書面交付、領収証の交付義務など)

指定基準(障害者総合支援法第 43 条・44 条、都条例(※2))

- ※1 : 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第135号)
東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第137号)
- ※2 : 東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第155号)
東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第174号)

2 (1) 指定基準と最低基準の関係 ～障害児施設～

最低基準(児童福祉法第45条(施設)、都条例(※1))

- ・ 支援の内容
- ・ 職員の配置基準(職種・要件等)
- ・ 職員の配置基準(職種ごとの員数、管理者の配置等)
- ・ 施設の設備基準
- ・ 基本方針・一般原則
- ・ サービス提供プロセス(説明・同意、記録整備、利用者負担、支援計画等)
- ・ 運営基準(相談援助、指導・訓練、食事、健康管理、非常災害対策、職員管理、権利擁護等)

指定基準(児童福祉法第21条の5の18・24条の12(施設又は事業所)、都条例(※2))

※1 : 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第43号)

※ 児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)は法§7で規定する児童福祉施設ではないため、当該基準には含まれていない。

※2 : 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例139号)

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第140号)

2(2) 人員に関する基準一覧

なお、設備等に関する基準は、資料1「障害者(児)施設整備審査基準」をご参照ください。

生活介護

管理者	医師	看護職員	理学療法士	作業療法士	生活支援員	サービス管理責任者
1人 専らその職務に従事する者 ただし、生活介護事業の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	必要数	総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で 平均障害支援区分4未満 → 利用者数を6で除した数以上 " 4以上5未満 → 利用者数を5で除した数以上 " 5以上 → 利用者数を3で除した数以上				①利用者数が60以下→1以上 ② " 61以上→1に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
		指定生活介護の単位ごとに、1人以上	生活介護の単位ごとに必要数確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	指定生活介護の単位ごとに、1人以上は常勤	1人以上は常勤	
	専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。					

- ◇ 管理者(施設長)は、社会福祉法第19条第一項各号のいずれかに該当する者、もしくは社会福祉事業に2年以上従事した者、又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- ◇ 医師の「必要数」とは、嘱託医を確保することをもってこれを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。
- ◇ 看護職員とは保健師・看護師もしくは准看護師をいう。
- ◇ 利用者数は前年度の平均値。ただし、新規に事業を開始する場合は原則、定員の90%を利用者数とする。(開所後3ヶ月間の平均障害程度区分により変動がある場合には所要の手続きを行う。)
- ◇ 複数の生活介護の単位を置く場合の、生活介護の単位の利用定員は20人以上。
- ◇ 従たる事業所を設置する場合、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

自立訓練(機能訓練)

管理者	看護職員	理学療法士	作業療法士	生活支援員	サービス管理責任者
1人 専らその職務に従事する者 ただし、自立訓練(機能訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(機能訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(機能訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	総数は、事業所ごとに、常勤換算で利用者数を6で除した数以上				①利用者数が60以下 →1以上 ② " 61以上 →1に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	自立訓練(機能訓練)事業所ごとに 1人以上 1人以上は常勤	自立訓練(機能訓練)事業所ごとに1人以上 確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	自立訓練(機能訓練)事業所ごとに1人以上 1人以上は常勤 訪問による機能訓練を提供する場合は、規定する員数の職員に加えて、当該訪問による機能訓練を提供する生活支援員を1人以上置く。	自立訓練(機能訓練)事業所ごとに1人以上 1人以上は常勤	1人以上は常勤
	専ら当該自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。				

◇ 看護職員とは、保健師・看護師もしくは准看護師をいう。

◇ 利用者数は前年度の平均値。ただし、新規に事業を開始する場合は原則、定員の90%を利用者数とする。

自立訓練(生活訓練)

管理者	生活支援員	地域移行支援員	サービス管理責任者
1人 専らその職務に従事する者 ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上 ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 宿泊型自立訓練の利用者	宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上	①利用者数が60以下→1以上 ② " 61以上→1に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 1人以上は常勤
	自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上 1人以上は常勤 訪問による生活訓練を提供する場合は、規定する員数の職員に加えて、当該訪問による生活訓練を提供する生活支援員を1人以上置く。		
	専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。		

- ◇ 利用者数は前年度の平均値。ただし、新規に事業を開始する場合は原則、定員の90%を利用者数とする。
- ◇ 健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を置いている自立訓練(生活訓練)事業所については、「生活支援員」→「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練(生活訓練)事業所」→「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。
この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

就労移行支援

管理者	職業指導員及び生活支援員	就労支援員	サービス管理責任者
1人 専らその職務に従事する者 ただし、就労移行事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	①職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ②職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1人以上 ③生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1人以上 いずれか1人以上は常勤	就労移行支援事業所ごとに、常勤換算法で、利用者数を15で除した数以上 1人以上は常勤	①利用者数が60以下→1以上 ② " 61以上→1に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 1人以上は常勤
専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない(ただし、1人目のサービス管理責任者を除く。)			

就労継続支援A型・B型

管理者	職業指導員及び生活支援員	サービス管理責任者
1人 専らその職務に従事する者 ただし、就労継続支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	①職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援事業所ごとに、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ②職業指導員の数は、就労継続支援事業所ごとに、1人以上 ③生活支援員の数は、就労継続支援事業所ごとに、1人以上 いずれか1人以上は常勤	①利用者数が60以下→1以上 ② " 61以上→1に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 1人以上は常勤
専ら当該就労継続支援事業所の職務に従事する者でなければならない。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない(ただし、1人目のサービス管理責任者を除く。)		

◇ 利用者数は前年度の平均値。ただし、新規に事業を開始する場合は原則、定員の90%を利用者数とする。

福祉型児童発達支援センター

①管理者	②嘱託医	③児童指導員 及び保育士	④栄養士	⑤調理員	⑥児童発達支援 管理責任者	⑦機能訓練 担当職員
専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。 ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	1人以上	総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、障害児の数を4で除して得た数以上 児童指導員 1以上 保育士 1以上 ※旧知的障害児通園施設については経過措置あり	1以上 ただし、40人以下の障害児を通わせる事業所には、置かないことができる。	1以上 ただし、調理業務の全部を委託する事業所には、置かないことができる。	1以上	日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、置かなければならない。 この場合、当該職員を、児童指導員又は保育士の総数に含めることができる。

次に掲げる事業所については、上記①～⑥に定める職員のほか、区分ごとに定める従業者を配置しなければならない。

区 分	配置職員	配 置 数 の 基 準	備 考
主として 難聴児を通わせる事業所	⑧言語聴覚士	指定児童発達支援の単位ごとに4以上 ※旧難聴幼児通園施設については経過措置あり	左記の従業者の数を、児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
	⑦' 機能訓練担当職員	日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練を行うために必要な数	
主として 重症心身障害児を通わせる事業所	⑨看護師	1以上	
	⑩機能訓練担当職員	1以上	

◇指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

◇①及び③から⑩までの従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、④栄養士及び⑤調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

福祉型障害児入所施設

①管理者	②嘱託医	③児童指導員 及び保育士	④栄養士	⑤調理員	⑥児童発達支援 管理責任者	⑦心理指導 担当職員	⑧職業 指導員
専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。 ただし、管理上支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事させ、又は当該施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	1以上	児童指導員 1以上 保育士 1以上	1以上 ただし、40人以下の障害児を入所させる事業所には、置かないことができる。	1以上 ただし、調理業務の全部を委託する事業所には、置かないことができる。	1以上	心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合に、置くものとする。 担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。	職業指導を行う場合に置くものとする。

入所施設の基準 次ページに続く

次に掲げる施設については、上記①～⑧に定めるほか、区分ごとに定める従業者を配置しなければならない。

区 分	配置職員	要 件 又 は 配 置 数 の 基 準	備 考
主として 知的障害のある児童 又は自閉症児を入所させる施設	②嘱託医	精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者とする。	
	③児童指導員及び保育士	総数は、通じておおむね児童の数を4.3で除して得た数以上。ただし、30人以下を入所させる施設にあつては更に1以上を加える。	
主として 自閉症児を入所させる施設	⑨医師	児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者とする。	
	⑩看護師	児童おおむね20人につき1人以上	
主として 盲ろうあ児を入所させる施設	②嘱託医	眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者とする。	
	③児童指導員及び保育士	通じて乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上。ただし、35人以下を入所させる施設にあつては、更に1以上を加える。	
主として 肢体不自由のある児童を入所させる施設	⑩看護師	1以上	
	③児童指導員及び保育士	通じておおむね児童の数を3.5で除した数以上	

◇①及び③から⑩までの従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、④栄養士及び⑤調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

◇指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、東京都指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第136号）第4条において規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記基準を満たしているものとみなすことができる。

【「人員に関する基準」についてのお問合せ先】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当（生活介護、自立訓練、（施設入所支援）） 03-5320-4156

地域生活支援課 就労支援担当（就労移行支援、就労継続支援A型・B型） 03-5320-4158

施設サービス支援課 児童福祉施設担当（児童発達支援センター、障害児入所施設） 03-5320-4374

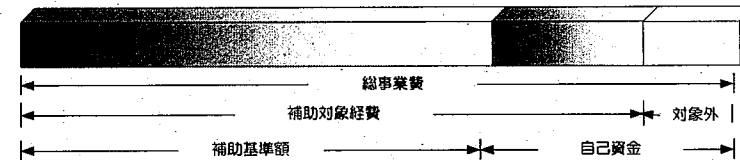
3 (1) 障害者（児）施設整備費補助事業について ～概要～

目的等

- 障害者（児）施設整備費補助事業は、社会福祉法人等が設置する障害者（児）施設の施設整備に要する経費について補助を行い、もって障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 施設整備には大きく分けて二つの区分があります。
 - A) 本体工事（建物）
 - B) 附帯設備の工事（建物と一体的に整備する設備整備）
例：生産設備、介護用リフト、特殊浴槽等
- これらについて、下表の整備区分、補助率等に基づき都と国の補助金が交付されます。

事業費のイメージ図

『総事業費＞補助対象経費＞補助基準額』の場合



- 【補助対象経費の3/4】と【補助基準額（施設整備基準単価の合計額）】とを比べて低い方の額が都本則補助金額です。
- 自己資金分については、資料4のとおり、借入金制度の利用が可能です。

整備区分・補助率等

区分	内 容	補助率	
		都補助金	国庫補助金
創設	新たに施設を整備すること。 ○障害福祉サービス事業所 ○障害者支援施設 等	【本則】 3/4	都本則補助金 × 2/3 ※
改築	既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（耐震化等整備）を含む。）をすること。		
老朽民間 社会福祉 施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。		
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。（障害者支援施設を除く。）		
大規模修繕	既存施設について障害者（児）施設整備費補助要綱付表3により整備をすること。		

【補助対象経費の3/4】と
【施設整備基準単価の合計】
とを比べて低い方の額が都本
則補助金額

※施設整備基準単価は資料1
-5（8～9ページ）をご参照
ください。

補助対象経費の3/4が都補助

法人に交付されるのは、都補助金の金額です。

※都が国庫補助金を受け入れ、都から法人に都補助金（この中に国庫補助金が含まれる。）を交付します。
【都補助金額＋国庫補助金額】が法人に交付される補助金額ではありません。

3 (2) 障害者（児）施設整備費補助事業について ～補助対象事業一覧～

事業名	施設整備区分				
	創設	改築	老朽民間社会福祉施設整備	増築	大規模修繕
障害福祉サービス事業所※1 障害者支援施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス 身体障害者社会参加支援施設	○	○	○	○ (障害者支援施設を除く)	○
居宅介護等※2 相談支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	○	×	×	×	○

○…補助対象

×…補助対象外

※1…療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

共同生活援助事業所及び短期入所事業所の場合、合築創設は「障害者（児）施設整備費補助」（「国庫補助」）の対象、単独創設等は「障害者（児）施設整備費補助」（国庫補助）ではなく、「障害者通所施設等整備費補助」（都単独補助）の対象となります。

4(1) スケジュール ～概要～（令和3年度当初予算協議の場合）

時期	令和2年度												令和3年度												令和4年度			
	～4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	～
国																												
東京都	整備計画の相談												令和3年度国庫補助協議 国庫補助内示 令和3年度交付申請書作成依頼（初年度分） 初年度分出来高確認（中間検査） 令和3年度実績報告書作成依頼（初年度分） 初年度分補助金支払 竣工検査 次年度分補助金支払												資金計画の作成にあたって、補助金等の入金時期を考慮に入れておいてください。			
施設設置主体	（個別相談） 事業計画書提出 （個別相談） 国庫補助協議書作成 調整 国庫補助協議書提出												実施設計、建築確認申請 独立行政法人福祉医療機構借入申込 補助金交付申請（初年度分） 補助金実績報告（初年度分） 補助金交付申請（次年度分） 補助金実績報告（次年度分）												事業開始			
	◆国庫補助協議の段階で、資金計画等の最終確認をします。贈与契約書、償還贈与契約書、委任状等、契約を取り交すものがありますので、ご留意下さい。												◆新設法人の場合、工事契約公表、入札及び契約手続は原則的に法人認可後でなければなりません。 ◆契約関係は、東京都契約事務規則に準じて行なうことになります。 工事契約公表入札 契約・着工 補助内示、法人認可 ◆交付申請は、工事契約後すみやかに提出してください。												◆竣工時期から事業開始まで約2ヶ月の準備期間を考慮してください。 ◆次年度分実績報告は、事業完了後10日以内に行 竣工			

※既存法人の場合、独立行政法人福祉医療機構からの借入申込は、国庫補助内示後となります。
※このスケジュールはあくまで施設整備(創設)の参考であり、案件によって時期が前後する可能性があります。

※国庫補助協議においては、単年度事業が原則とされているところですが、施設の規模等によっては工期が2か年にまたがるものもあるため、ここでは、工期が2か年にまたがる場合のスケジュールを例示しています。

4 (1) スケジュール ～概要～ (令和2年度補正予算協議の場合)

時期	令和2年度												令和3年度												令和4年度			
	～4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	～
国																												
東京都	整備計画の相談												令和3年度交付申請書作成依頼												◎補助金支払			
施設設置主体	(個別相談)												独立行政法人福祉医療機構借入申込 実施設計・建築確認申請												補助金実績報告			
(留意点等)	◆国庫補助協議の段階で、資金計画等の最終確認をします。贈与契約書、償還贈与契約書、委任状等、契約を取り交すものがありますので、ご注意ください。												◆新設法人の場合、工事契約公表、入札及び契約手続は原則的に法人認可後でなければなりません。												◆竣工時期から事業開始まで約2ヶ月の準備期間を考慮してください。 ◆実績報告は、事業完了後10日以内に行います。			

※既存法人の場合、独立行政法人福祉医療機構からの借入申込は、国庫補助内示後となります。
 ※国において、令和2年度補正予算が組まれ、国庫補助協議が行える場合のスケジュールになります。
 ※このスケジュールはあくまで施設整備(創設)の参考であり、案件によって時期が前後する可能性があります。

※令和2年度補正予算で協議する場合は、単年度(令和3年度中)で事業を完了させる必要があります。
 例年、補正予算で協議した案件については補正予算が組まれた年度の翌年度の4月初旬に都からの内示を出しています。そのため、入札等の期間を考慮すると、工期は最大でも8か月程度となる案件が協議可能となります。
 (ここ数年、国において補正予算が組まれており、単年度で竣工見込のある事業は、入札時期及び工事時期を見直した上

4 (2) スケジュール ～詳細～

設置主体			東京都及び財団	国・機構
時期	内容	注 意 点		
(令和2年度)				
① 整備の 基本計画 (～6月)	1 事業の目的を明確にする (1) 经营理念の確立 (2) ニーズ調査に基づく施設の必要性 (3) 地元自治体との調整及び確認 2 建設予定地の確保 (1) 都市計画法・建築基準法上の確認事項 ※補助事業の性質上、事業が長期的に安定して運営できることが重要です。そのため、都市計画区域内の整備は避けてください。 ① 建設予定地の公図及び登記簿の確認	・東京都障害者・障害児施策推進計画（平成30年度～平成32年度）との整合性を確認すること ・区市町村障害・障害児福祉計画との整合性を確認すること 留意点 ①事業種別、規模が適正か ②真に緊急性及び必要性の高い整備か (整備事業について、区市町村内の定員、待機者数、特別支援学校卒業生などの利用見込数を確認し、現在若しくは将来的に整備事業の定員が不足するか確認すること) ③地域の福祉サービス事業との連携が可能か ④区市町村において、整備事業の定員が純増になるか、整備に伴い同一事業の事業所が廃止または定員減する計画はないか確認すること ・事業所の建設にあたり、都市計画法及び建築基準法上問題はないかを地元区市町村の建築主事に確認をすることはもとより、利用者の安全性や利便性を十分確保できる土地であること ・境界確定していること ・抵当権、根抵当権、その他権利関係が設定されていないこと（抵当権・根抵当権が設定されている場合は、原則、国庫補助協議書提出まで、遅くとも第1回社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会までに外すこと）	都から実施主体に事業計画書提出依頼 (様式は [資料3 参照])	

(令和2年度)	② 都市計画区域の確認 ③ 用途地域の確認 ④ 建ぺい率・容積率の確認 ⑤ その他建築基準法等の規制確認 (2) 土地の購入価格(推計) ・「定期借地権の一時金に対する補助」を活用する場合には、一時金額について貸主と調整してください。 ・公示価については国土交通省のホームページで検索することができます。 国土交通省土地総合情報ライブラリー (http://www.land.mlit.go.jp/webland/)	・地目の確認(農地の場合、他の地目への転用が必要(地元区市町村の農業委員会等での手続き)) ・分筆を要する場合、隣接地所有者の合意が必要 ・無番地等の国有地(赤道、水路等)が含まれていないか(付け替え等の手続きが必要) ・市街化調整区域、都市計画事業対象地(区画整理、道路予定地、公園計画等)かどうか(別に審査が必要) ・用途地域によっては建築の際、調整が必要(建築の可否は区市の建築課に照会) ・関係法令等の接道要件を充たしているか ・土砂災害特別警戒区域に指定されている土地に社会福祉施設を建設する場合、知事の許可が必要 ・付近の公示価、路線価格等 ・不動産鑑定 ・国有地の場合、打ち合わせ記録(議事録)を残し、第1回社会福祉施設整備補助対象法人審査委員会までに、土地取得の「要望書」を関東財務局へ提出し、受理されること (「減免割引制度[社会福祉事業実施のための国有地の取引に際し、購入面積の一部について無償又は割引価格により取得が可能となる制度]」の適用を受ける為には、その希望の旨を内容に盛り込んでおく必要がある。その上で、収受印の押印された「要望書」の写しをもらっておくこと。国庫補助協議の際に必要な。) ・国有地取得までのスケジュールを明確にすること ・事業実施に向けての留意点 ① 地域との調整 ② 施設の特性を活かせる ③ 交通機関の利用が容易 ④ 地域社会との連携がとり易い ⑤ 医療機関や消防署が近い ⑥ 周辺の自然環境が良好 ⑦ 社会施設が利用しやすい ⑧ 敷地の広さ ・その他望ましい条件 ① 平坦地である		
----------------	--	--	--	--

(令和2年度)	(3) 基本条件の調査、検討 3 建物の構想 (1) 実施設計につながる建築基本構想のまとめ (2) 設備基準の確認 (3) 基本計画の具体化 (4) 図面の作成（配置図、平面図、立面図、断面図等） (5) 工程の確認	② 地盤良好 ③ 排水処理が容易 ④ 日照が確保できる ⑤ 電波障害が無い ⑥ 建設工事が行いやすい ⑦ 避難場所の確保が可 ・敷地調査 ・地質調査（ボーリング） ・敷地測量 ・施設種別ごとに設備基準がある（資料1-9参照） ・以下の点に留意して基本計画を立てること ① 居室等配置計画、各階構成、動線計画等 ② 色彩、室内環境計画 ③ 防災計画 ④ 地域の風土性を考慮 ⑤ 形より機能を重視 ⑥ 使用目的に合致した設計 ⑦ 地域に根付いた施設を目指す ⑧ 利用者の居住性の向上 ⑨ 職員の労働環境の向上 ⑩ 安全性と経済性の確保 ⑪ 日常災害（転倒、転落等）に対する配慮 ⑫ 基準を超える建物を目指す（設備基準以外のスペース（倉庫等）の確認） ⑬ 野外スペース、植栽、駐車場、避難所 ⑭ 周辺環境への配慮、維持しやすい外観 ⑮ 福祉のまちづくり条例やバリアフリー条例に合致すること ・実態的なスケジュールを基に進捗率を決定する ・進捗率を決定する際には、工事着工時期、竣工時期及び施設開設時期を十分検討した上で決定すること（このとき決めた進捗率は原則変更できない） ・竣工時期及び施設開設時期については、施設開設までの準備期間（2か月程度）を考慮すること	
----------------	--	---	--

(令和2年度)

③国庫補助
協議書作
成・委員会の
ための準備
(7~11月)

ヒアリング、現地調査、各所管部署との調整等

国庫補助協議書提出までに以下の点を確定する

1 総事業費及び資金調達内訳

① 建設費、工事事務費及び用地費

② 厨房機器、生産設備等各種機器

③ その他補助対象外経費

④ 資金計画

ア 補助金額

イ 自己資金額

ウ 自治体からの助成額

⑤ 寄附者の資産

ア 一時金寄附は残高証明で確認

イ 償還寄附は課税所得証明で確認

2 建設用地関係

3 地元区市町村との調整

・障害者（児）施設整備費補助対象法人選定委員会及び社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会では、左記の1～5の事項について重点的に審査されます。また、同委員会で計画が適切であると判断されることが国庫補助協議の条件になります。

(都が確認する書類)

※事業計画書提出時に提出している書類も含まれます。(事業計画書については資料3参照)

・工事見積書(費目内訳(小項目まで)) (資料2参考例を参考にすること)

・設計業務等見積書

・用地取得費算出根拠資料

・設備関係見積書

・贈与契約書、償還贈与契約書等(承継者又は保証人が必要)

*既存法人の場合、法人の全会計の決算状況を確認する

・区市町村長名による「補助見込書」及び補助要綱等の補助根拠資料

・残高証明書(複数の寄附の場合、全て同日付の残高証明であること)

・課税所得証明書(毎年の寄附額の4倍以上の課税所得〔総所得－〈所得控除額＋年税額〉〕があること)

・不動産登記簿、公図、地積測量図等

・売買確約書、所有権移転確約書等

・賃貸借確約書等

・建設予定地の区市町村長名の「意見書」

(令和2年7月(予定))

→都から実施主体へ国庫補助協議書作成依頼

意見書の記入内容については区市町村担当者及び都担当者によく調整すること

④令和3年度国庫補助協議書提出
(10月頃)

※このスケジュールはあくまで令和3年度当初予算で協議を行う場合のものです。令和2年度補正予算で協議する場合は8月頃に都への協議書提出を予定しています。

- ① 設立代表者の確認
- ② 役員等の確認
- ③ 施設長予定者の確認

5 設計図面

国庫補助協議書に基づき、障害者（児）施設整備費補助対象法人選定委員会及び第 1 回社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会を行う

- ・ 設立者（理事・監事）から設立代表者への委任状
- ・ 理事、監事の就任承諾書・履歴書
- ・ 施設長就任承諾書・履歴書

* 施設長の資格の可否、要件が施設種別によって異なる

・配置図、平面図、立面図、断面図、部屋別面積表、求積表等

- *設備基準等、基準を守っているか確認すること
- *建築基準法、消防法等に適合するか関係機関に確認するとともに、確認状況を書面で提出すること

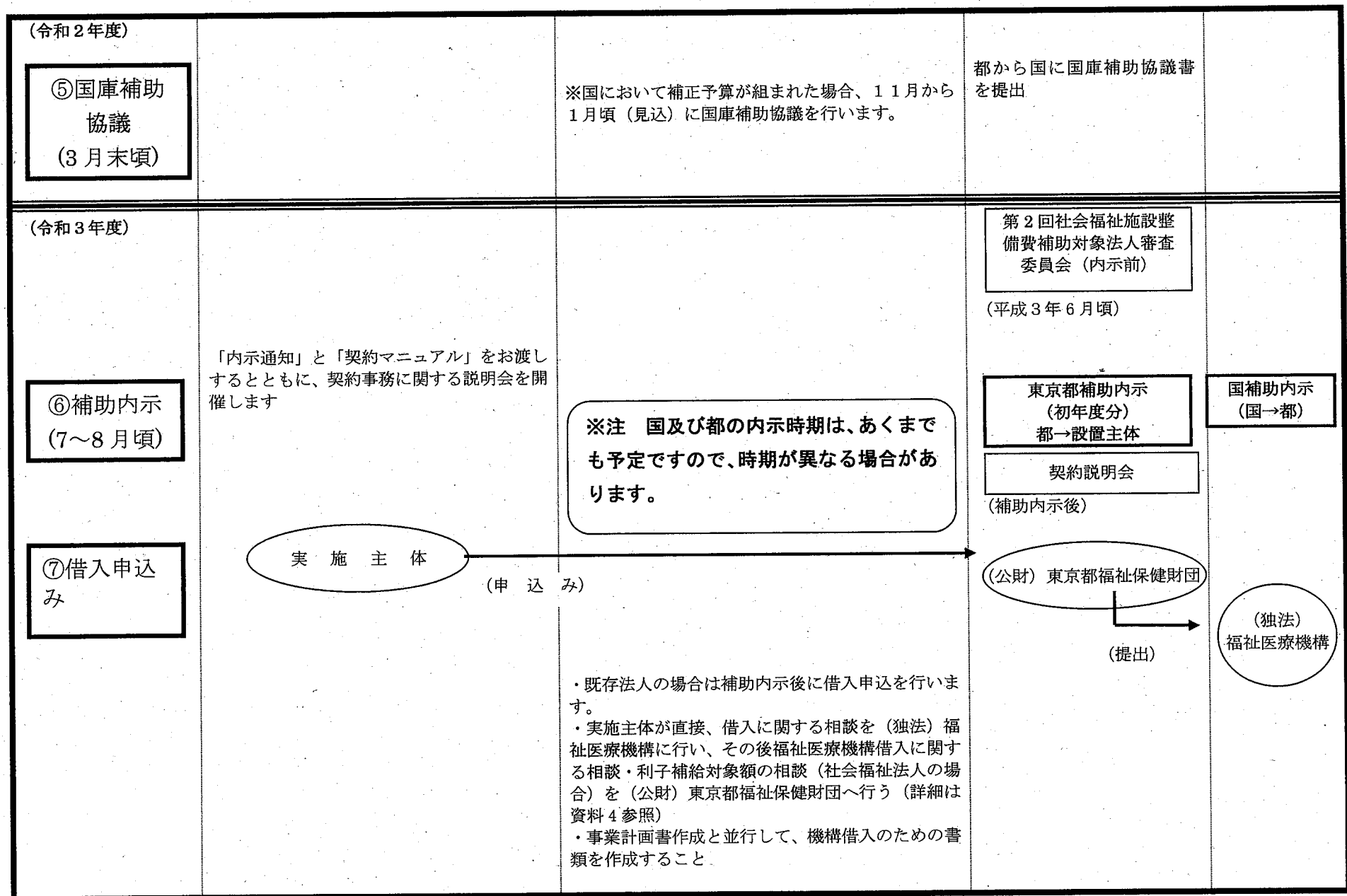
障害者（児）施設整備費
補助対象法人
選定委員会

(令和2年12月頃～
令和3年1月頃)

事業者の選定

第1回社会福祉施設整備費補助対象法人審査会（国庫補助協議前）

(令和3年1月下旬)



(令和3年度)

⑧建築確認
申請

⑨法人認可
申請（新設法
人の場合）

⑩施工業者
の選定（入
札）

福祉保健局指導監査部指導調整課社会福祉法人担当（03-5320-4044）若しくは各自治体に申請。

入札について

1. 原則

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札（10社以上）
- (2) 契約手続きについて、都の公共事業の取り扱いに準じて行う（要綱補助条件第2(2)）
- (3) 入札方法の決定及び指名業者の選定等に当たっては、必ず理事会（設立準備会含む）に諮り、承認を得る

2. 公表

- 3 指名競争入札の場合、指名業者選定
- 4 現場説明会

5 入札の実施

6 契約の締結

* 初度備品等の契約については、契約単位毎に予定価格が160万円以上のものについては、競争入札を行う（指名競争入札の場合は5者以上を指名する）

- ・建築確認申請の際に区市に応じた届出が必要になる場合がある
- ・確認通知の交付までに1か月程度かかる

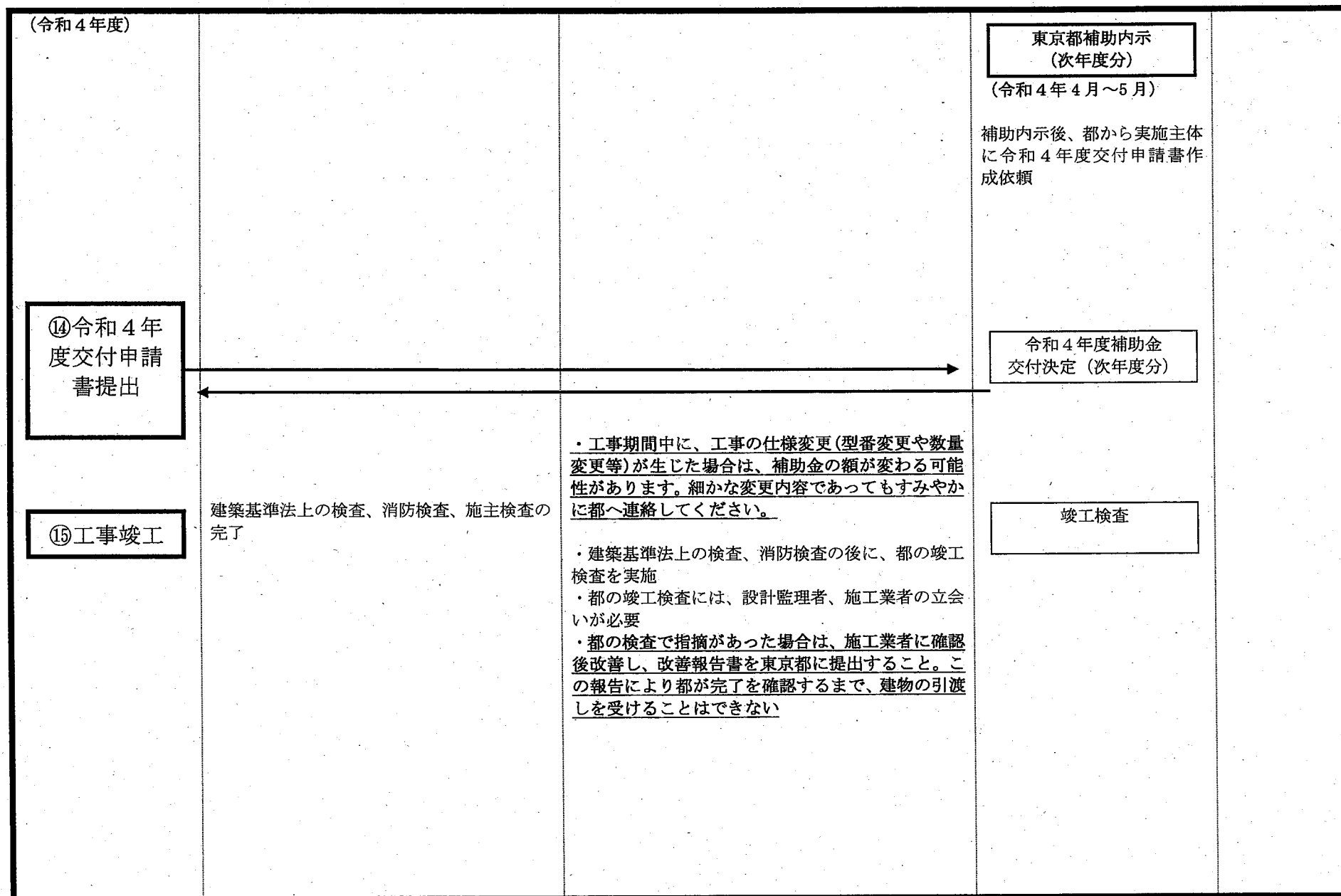
- ・申請内容は第2回社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会（内示前）のものと同一のものでなければならない（内容を変更する場合は、変更する前に生活基盤整備係担当者に協議すること）
- ・法人認可には2～3か月かかる。早い段階で相談を開始すること

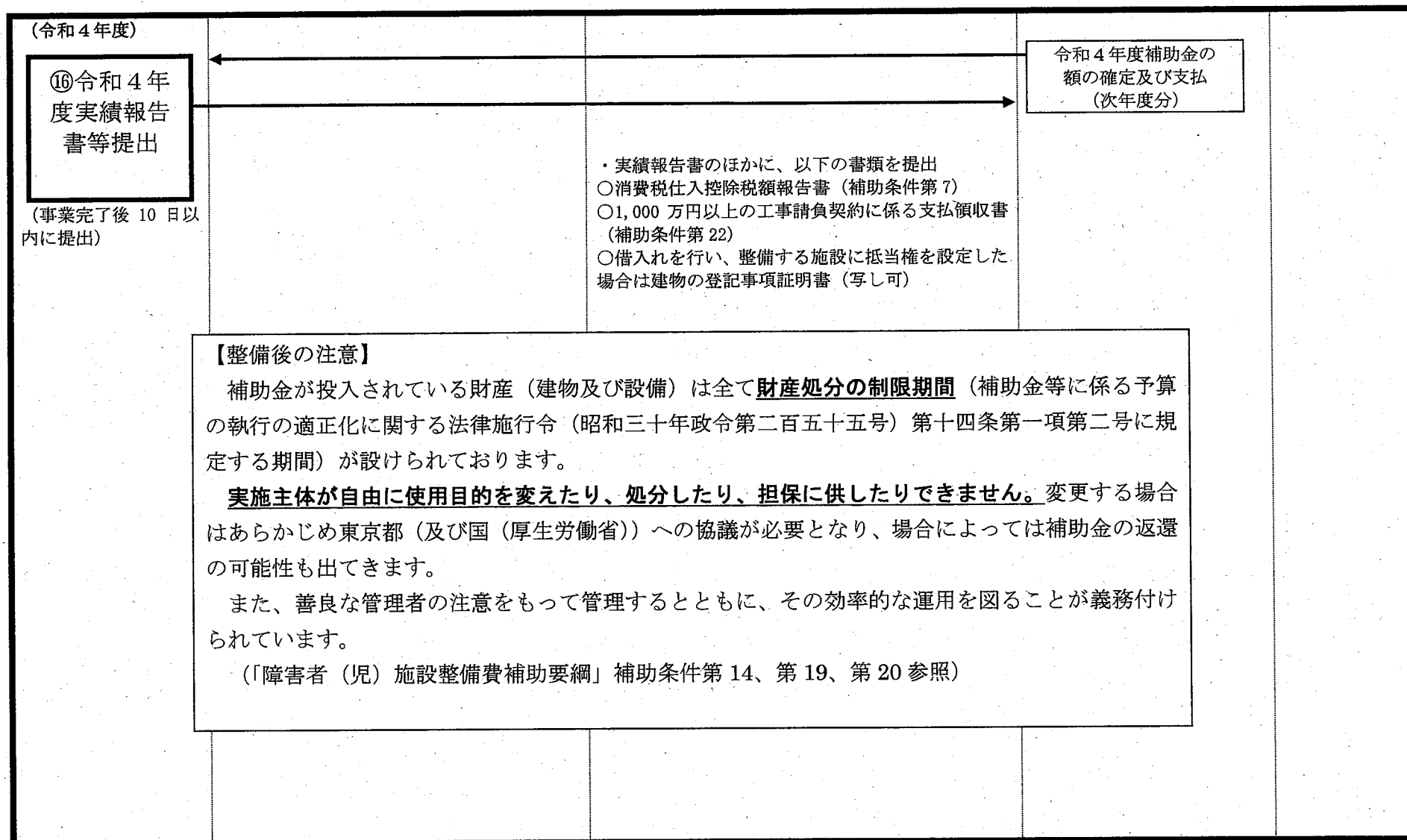
・入札の実施は補助金交付の条件となっているため必須である（要綱補助条件第2(2)）

◎工事の入札手続きは概ね2か月程度要します。また、理事会を数回開催する必要がありますので、スケジュールに注意してください。

- ・入札の1月前までに7日間以上公表する
- ・入札参加予定者を都へ事前報告する
- ・原則、建築確認通知の交付後に現場説明会を実施
- ・建設業法施行令に基づき、適正な見積期間をとること（予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上）
- ・入札結果の公表
- ・契約締結前に都と契約内容について調整する

※令和2年度補正予算協議については、令和3年度中に工事を竣工させる必要があるために、補助内示後すみやかに入札事務を進めてください。（令和2年度補正予算が組まれた場合、補正協議の補助内示は4月頃になる予定です。）





財産処分の概要及び手続きについて

財産処分とは

補助金を受けて取得した施設・設備等を、改築、転用、事業譲渡、事業廃止等する場合は、財産処分の都による事前承認が必要です。また、経過年数によっては、財産処分の際に、補助金の返還が生じます。

財産処分制限期間例(令和元年度時点)【寄宿舎の場合】

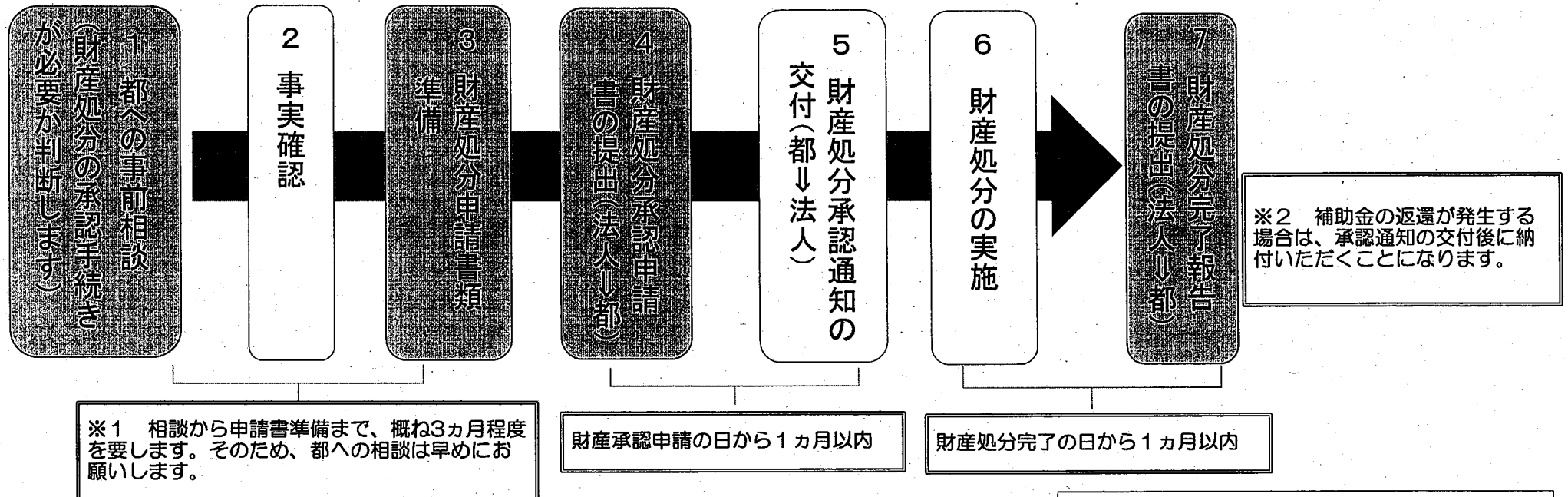
○建物:鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの⇒47年、木造⇒22年

※詳細は、厚生労働省告示第320号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限間」参考

※財産処分に該当する主な事例

- ①建物の改築(移転を含む)
- ②部屋の用途変更(倉庫を居室に変更する等)
- ③事業を他法人へ譲渡(社会福祉法人化による譲渡を含む)
- ④建物の一部取壊し、設備の廃棄
- ⑤建物を担保に供する(抵当権の設定等)

財産処分の手続きの流れ



補助金を受けて整備した建物内部に手を加えたり、移転等する場合は、法人独自で判断せずに必ず事前(3ヵ月前程度)に都にご相談いただきますようお願いいたします。

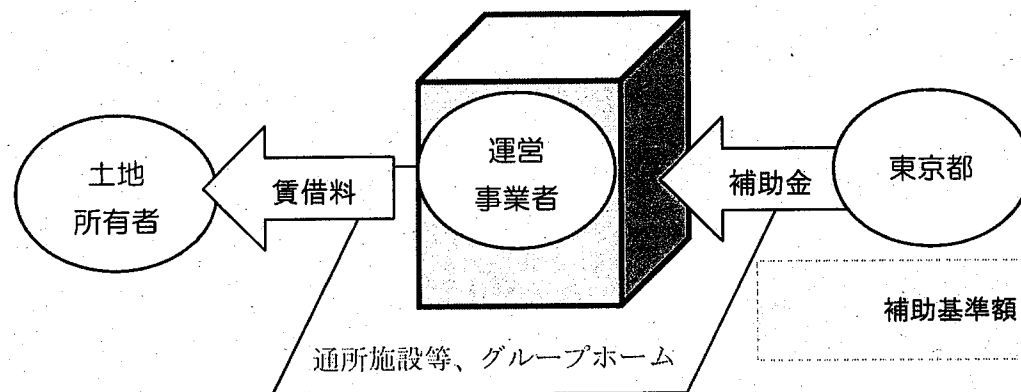
問い合わせ先

東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課
生活基盤整備担当 (TEL) 03-5320-4152、4377

借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業について

目的

地価が高く土地確保が困難な都内において、借地によって施設の整備を行う事業者に対し、借地料の一部を補助することにより、施設の設置促進を図るとともに、事業開始時期の経営の安定化を図ることを目的とする。



補助基準額【年度内に支払った賃借料と補助単価の少ない方】×補助率＝補助額

【対象施設】日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労移行支援、短期入所）、共同生活援助事業所、児童発達支援センター、重心通所、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所(以下「主に重心」という。)

【補助基準額】 ・土地賃借料と補助単価を比較して少ないほうの額

・補助単価 ①国有地：契約金額 ②民有地：公示地価により、以下の3段階で設定

	通所施設等	GH	主に重心
当該地の公示価格が、公示価格の都内平均以下の場合	5,000千円	2,500千円	1,000千円
〃 公示価格の都内平均の2倍未満の場合	10,000千円	5,000千円	2,000千円
〃 公示地価が都内平均の2倍以上の場合	15,000千円	7,500千円	3,000千円

【補助率】 地代の1/2

【対象期間等】 ・平成30年4月1日から令和3年3月31日までに、所有者と事業所間の賃貸借契約に基づく土地の賃貸借期間が開始されたもの
・補助開始から60か月（5年間）

令和2年度借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助 補助基準額

別表2 補助基準額

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援センターの場合

八王子市中核市移行により、平成26年度着工案件のみ補助対象

(単位：千円)		(単位：千円)		(単位：千円)	
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	15,000	八王子市	5,000	瑞穂町	5,000
中央区	15,000	立川市	5,000	日の出町	5,000
港区	15,000	武蔵野市	10,000	檜原村	5,000
新宿区	10,000	三鷹市	10,000	奥多摩町	5,000
文京区	15,000	青梅市	5,000	大島町	5,000
台東区	10,000	府中市	5,000	利島村	5,000
墨田区	5,000	昭島市	5,000	新島村	5,000
江東区	10,000	調布市	5,000	神津島村	5,000
品川区	10,000	町田市	5,000	三宅村	5,000
目黒区	15,000	小金井市	5,000	御蔵島村	5,000
大田区	10,000	小平市	5,000	八丈町	5,000
世田谷区	10,000	日野市	5,000	青ヶ島村	5,000
渋谷区	15,000	東村山市	5,000	小笠原村	5,000
中野区	10,000	国分寺市	5,000		
杉並区	10,000	国立市	5,000		
豊島区	10,000	福生市	5,000		
北区	10,000	狛江市	5,000		
荒川区	10,000	東大和市	5,000		
板橋区	10,000	清瀬市	5,000		
練馬区	5,000	東久留米市	5,000		
足立区	5,000	武蔵村山市	5,000		
葛飾区	5,000	多摩市	5,000		
江戸川区	5,000	稲城市	5,000		
		羽村市	5,000		
		あきる野市	5,000		
		西東京市	5,000		

別表3 補助基準額

共同生活援助の場合

八王子市中核市移行により、平成26年度着工案件のみ補助対象

(単位：千円)		(単位：千円)		(単位：千円)	
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	7,500	八王子市	2,500	瑞穂町	2,500
中央区	7,500	立川市	2,500	日の出町	2,500
港区	7,500	武蔵野市	5,000	檜原村	2,500
新宿区	5,000	三鷹市	5,000	奥多摩町	2,500
文京区	7,500	青梅市	2,500	大島町	2,500
台東区	5,000	府中市	2,500	利島村	2,500
墨田区	2,500	昭島市	2,500	新島村	2,500
江東区	5,000	調布市	2,500	神津島村	2,500
品川区	5,000	町田市	2,500	三宅村	2,500
目黒区	7,500	小金井市	2,500	御蔵島村	2,500
大田区	5,000	小平市	2,500	八丈町	2,500
世田谷区	5,000	日野市	2,500	青ヶ島村	2,500
渋谷区	7,500	東村山市	2,500	小笠原村	2,500
中野区	5,000	国分寺市	2,500		
杉並区	5,000	国立市	2,500		
豊島区	5,000	福生市	2,500		
北区	5,000	狛江市	2,500		
荒川区	5,000	東大和市	2,500		
板橋区	5,000	清瀬市	2,500		
練馬区	2,500	東久留米市	2,500		
足立区	2,500	武蔵村山市	2,500		
葛飾区	2,500	多摩市	2,500		
江戸川区	2,500	稲城市	2,500		
		羽村市	2,500		
		あきる野市	2,500		
		西東京市	2,500		

別表4 補助基準額

八王子市中核市移行により、平成26年度着工案件のみ補助対象

主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービス

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	3,000
中央区	3,000
港区	3,000
新宿区	2,000
文京区	3,000
台東区	2,000
墨田区	1,000
江東区	2,000
品川区	2,000
目黒区	3,000
大田区	2,000
世田谷区	2,000
渋谷区	3,000
中野区	2,000
杉並区	2,000
豊島区	2,000
北区	2,000
荒川区	2,000
板橋区	2,000
練馬区	1,000
足立区	1,000
葛飾区	1,000
江戸川区	1,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	1,000
立川市	1,000
武蔵野市	2,000
三鷹市	2,000
青梅市	1,000
府中市	1,000
昭島市	1,000
調布市	1,000
町田市	1,000
小金井市	1,000
小平市	1,000
日野市	1,000
東村山市	1,000
国分寺市	1,000
国立市	1,000
福生市	1,000
狛江市	1,000
東大和市	1,000
清瀬市	1,000
東久留米市	1,000
武蔵村山市	1,000
多摩市	1,000
稲城市	1,000
羽村市	1,000
あきる野市	1,000
西東京市	1,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	1,000
日の出町	1,000
檜原村	1,000
奥多摩町	1,000
大島町	1,000
利島村	1,000
新島村	1,000
神津島村	1,000
三宅村	1,000
御蔵島村	1,000
八丈町	1,000
青ヶ島村	1,000
小笠原村	1,000

定期借地権の一時金に対する補助事業について

1 事業概要

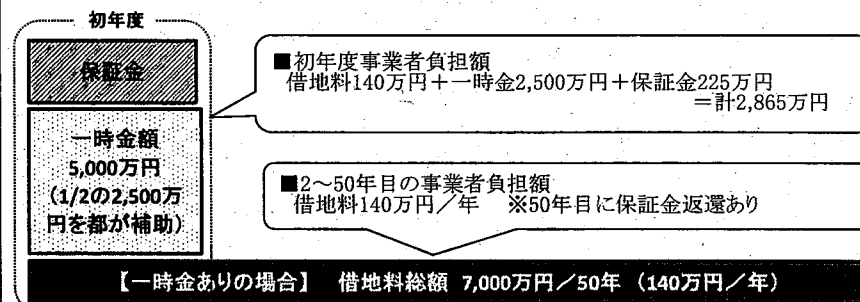
- (1) 目的
この事業は、障害福祉サービス事業所等の設置に係る用地確保のための定期借地権設定に際して要する経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所等の整備を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者
社会福祉法人、特定非営利活動法人等(自治体、営利法人を除く。)
- (3) 補助対象事業
・日中活動系サービス(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)
・共同生活援助 ・児童発達支援センター ・重心通所
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所(以下「主に重心」という)
- (4) 補助対象用地
民有地、公有地(国有地、区市町村有地)
- (5) 補助対象経費
別表の第2欄に定める経費とする。
※ 定期借地権の設定期間は原則として施設整備補助金にかかる財産処分制限期間以上であることとする。
※ 保証金として授受される一時金である場合、定期借地権の設定期間が10年未満の契約に基づき授受される一時金である場合、定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合等は補助対象としない。
- (6) 補助金交付額
別表の第1欄の額に掲げる交付基準額と、第2欄に定める経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じた額を交付する。

別表

1 交付基準額	2 対象経費	3 補助率
当該事業所等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価額(定期借地権の設定期間が50年未満の場合は、定期借地権設定期間(1年未満の端数切捨て)を50年で除した割合を乗じるものとする。)の2分の1の額	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)。	1/2

2 事業イメージ図

- * 設定条件
路線価20万円/㎡、地積500㎡、借地料1億2,000万円/50年(240万円/年)、一時金5,000万円、寄付金0円、保証金225万円の場合
- * 交付基準額
路線価20万円/㎡ × 土地面積500㎡ × 1/2 = 5,000万円
- * 補助金交付額
交付基準額と一時金額を比較して低い方の額 × 補助率 = 補助金交付額
5,000万円 × 1/2 = 2,500万円



年間負担金額が100万円減!

【一時金なしの場合】 借地料総額 1億2,000万円/50年 (240万円/年)

6(3) ～土地に関する補助事業

(定期借地権の一時金に対する補助事業と
借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業)

に共通する事項～

1 対 照 表

	定期借地権の一時金に対する 補助事業	借地を活用した障害者(児) 施設設置支援事業
事業内容	定期借地権の一時金の一部を補助	土地の賃料の一部を補助
対象用地	民有地 国有地 区市町村有地	民有地 国有地
対象借地権	一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権	普通借地権 一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権
効果	契約時に一時的な出費が必要だが、 毎月の賃料が減額になる！	事業開始初期の賃料負担を抑えられ る！

※ グループホームを整備する場合は、事業用定期借地権は補助対象外です。

2 借地借家法における借地権の種類

	普通借地権	定期借地権		
		一般定期借地権 (第22条)	建物譲渡特約付借地権 (第24条)	事業用定期借地権 (第23条)
存続期間	30年以上	50年以上	30年以上	10年以上50年未満
建物用途	制限なし	制限なし	制限なし	事業用建物の所有
終了	期間満了によるが、原則は法定更新される。地主が更新拒絶するには正当事由を要する。	期間満了による	建物譲渡による	期間満了による
その他	建物買取請求権がある。 建物買取請求権が行使されれば建物はそのまま土地を明け渡す。 借家関係は継続される。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしない という3つの特約を定める。	30年以上経過した時点、建物を相当の対価で地主に譲渡することを特約する。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしない という3つの特約を定める。

3 財産処分制限期間

補助を利用する場合は、借地権の設定期間は原則として建物の財産処分制限期間以上でなければなりません。

	事業所用	寄宿舎用
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	50年	47年
鉄骨造	38、30、22年	34、27、19年
木造	24年	22年

※鉄骨の厚さによって異なる

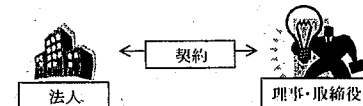
* 参考:「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)

4 利益相反関係

契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合は、補助対象外です。

※ 利益相反関係とは
ある行為によって、一方の利益となると同時に、他方の不利益となる関係。社会福祉法や特定非営利活動促進法等により、一定の範囲で制限されている。

(例) 理事・取締役と法人との間の借地契約



5 その他

- 両事業とも、交付申請時に、借地料が適正な価格であることを確認するために不動産鑑定評価書等の提出が必要です。
- 両事業の要綱、Q&A等については、以下のHPをご参照ください。

・定期借地権の一時金に対する補助事業

『東京都福祉保健局＞障害者＞事業者の方へ＞定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業』

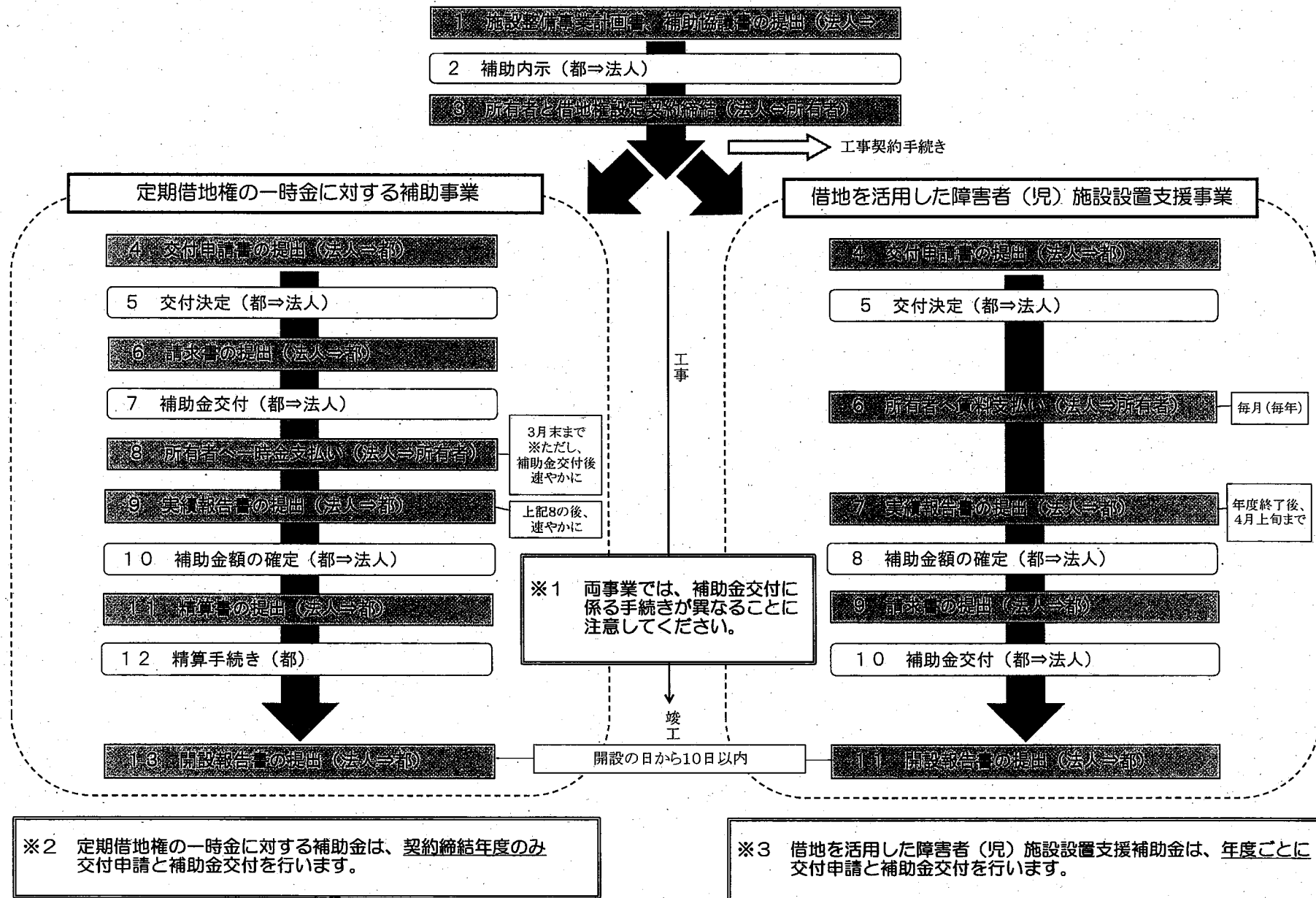
URL:<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/teikisyakuchi.html>

・借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業

『東京都福祉保健局＞障害者＞事業者の方へ＞借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業について』

URL:http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/shakuchi_katsuyou.html

6 スケジュール



本要綱は本年度中に改正予定です。
事業計画書作成の際は、資料1の令和2年度単価(案)を使用してください。

障害者(児)施設整備費補助要綱

19 福保障居第142号

平成19年5月16日

最終改正 31 福保障施第3237号

令和2年4月1日

第1 目 的

この要綱は、社会福祉法人その他の者が設置する障害者(児)施設の施設整備に要する経費について補助を行うことに関し、必要な事項を定め、もって障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 補助対象事業

この補助は、社会福祉法人その他の者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第79条第2項及び第83条第4項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の3第2項及び第35条第4項、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第28条第3項並びに社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第4号、第3項第2号、第4号の2及び第5号の規定により設置する施設又は事業所の創設、改築、大規模修繕等の整備に係る事業で、1に掲げる各号及び2に該当するものに対して行う。

1 施設の整備及び運営

(1) 障害福祉サービス事業所

障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う事業所であって、東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第135号)及び東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第155号)に適合すること。

(2) 障害者支援施設

障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設であつ

て、東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第137号)及び東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第136号)に適合すること。

(3) 障害児入所施設

児童福祉法第7条に規定する障害児入所施設であって、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第43号)及び東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第140号)に適合すること。

(4) 児童発達支援センター

児童福祉法第7条に規定する児童発達支援センターであって、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第139号)に適合すること。

(5) 身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)

身体障害者福祉法第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設であって、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)に適合すること。

(6) 福祉ホーム

障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホームであって、東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第45号)に適合すること。

(7) 居宅介護等事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所及び共同生活援助事業所

障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護等」という。)、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助及び同条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所であって、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例に適合すること。

(8) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所並びに居宅訪問型児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所

児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所であって、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例に適合すること。

(9) 相談支援事業所

障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援を行う事業所であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）に適合すること。

(10) 障害児相談支援事業所

児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所であって、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に適合すること。

2 施設整備に要する経費のうち、自己負担金の財源措置が確実なものであること。

第3 補助対象経費

この補助金の対象経費は、前条に係る施設の整備に必要な施設整備費（内容は別表1による。）及び特別な事情により知事が特に必要と認めた付帯工事費とする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

第4 補助対象団体等

次に掲げる団体は、補助対象団体等を含めず、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例54号。以下

「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 法人その他の団体の代表者又は役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

第5 補助金の交付額

この補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 創設、改築、老朽民間社会福祉施設整備、増築及び避難スペース整備の場合については、第2の1各号に定める施設の種類ごとに、次により算出する。

別表2の第1欄に定める種目について第2欄に定める基準額の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額がこれを下回る場合はその額）に4分の3の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

- (2) 大規模修繕等、スプリンクラー設備等工事（既存施設に設置する場合）の場合については、次により算出する。

別表2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）とを比較して少ない方の額に、4分の3の補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

第6 補助金の交付時期

この補助金は、補助事業が完了したとき、交付決定額全額を交付する。

第7 補助金の交付申請

この補助金を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）

を別に定める期日までに提出すること。

第8 補助金の交付決定

補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、別紙1の条件を付して補助金の交付を決定する。

第9 補助金の請求

交付決定を受けた補助金は、工事等の確認調査後、請求書（別記第3号様式）に次の書類を添付して請求すること。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 支払金口座振替依頼書

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同年4月1日以降交付申請のあった施設整備に係る補助について適用する。
- 2 平成19年度から平成20年度までに着工した事業に係る特例措置
平成19年度から平成20年度までに着工した事業については、本則の規定にかかわらず次による。
本則第5(1)の交付額の算定に当たっては、次表の左欄に定める入所施設・通所施設の創設、定員増を伴う改築をする場合は、同表右欄に定める補助内容とする。

事業（施設）種別	補 助 内 容
障害福祉サービス事業所 （生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）	本則第5(1)で算出した額に、設置者負担分の1/2の額を加えた額を特別に補助する。
地域生活支援型入所施設	本則第5(1)で算出した額に、設置者負担分の1/2の額を加えた額を特別に補助する。 ただし、居室は全室個室またはユニット（小規模生活単位）型であることのほか、以下の条件を1つ以上満たすこと。 ①施設外に日中活動の場を確保すること。 ②日中活動の場として自立訓練または就

	労移行支援を併設すること。 ③地域の障害者に対する24時間相談を実施すること。 ④ショートステイを併設すること。 ⑤グループホーム整備、バックアップに関する計画を有していること。
--	--

3 平成21年度から平成23年度までに着工した事業に係る特例措置

平成21年度から平成23年度までに着工した事業については、本則の規定にかかわらず次による。

本則第5(1)の交付額の算定に当たっては、次表の左欄に定める入所施設・通所施設の創設、定員増を伴う改築をする場合は、同表右欄に定める補助内容とする。

事業（施設）種別	補 助 内 容
障害福祉サービス事業所 （療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援） 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所	本則第5(1)で算出した額に、設置者負担分の1/2の額を加えた額を特別に補助する。
地域生活支援型入所施設	本則第5(1)で算出した額に、設置者負担分の1/2の額を加えた額を特別に補助する。 ただし、居室は全室個室またはユニット（小規模生活単位）型であることのほか、以下の条件を1つ以上満たすこと。 ①施設外に日中活動の場を確保すること。 ②日中活動の場として自立訓練または就労移行支援を併設すること。 ③地域の障害者に対する24時間相談を実施すること。 ④ショートステイを併設すること。 ⑤グループホーム整備、バックアップに関する計画を有していること。

4 交付額の算定に係る経過措置

平成 24 年度までに着工した事業（ただし、創設及び改築の場合に限る。）については、本則の規定にかかわらず次による。

- (1) 本則第 5 の (1) の交付額の算定に当たっては、別表 2 の区分ごとに第 1 欄に定める種目について第 2 欄に定める基準額の合計額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）とを比較して少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。
- (2) 本則第 5 の (3) の交付額の算定に当たっては、別表 3 の区分ごとに第 1 欄に定める種目について第 2 欄に定める基準額の合計額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）とを比較して少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

5 平成 24 年度から平成 26 年度までに着工した事業に係る特例措置

平成 24 年度から平成 26 年度までに着工した事業については、本則の規定にかかわらず次による。

本則第 5 (1) 及び (3) の交付額の算定に当たっては、次表の左欄に定める施設の新規開設、定員増を伴う改築をする場合は、社会福祉法人等に限る、同表右欄に定める補助内容とする。

事業（施設）種別	補 助 内 容
障害福祉サービス事業所 （療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援） 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所	本則第 5 (1) 及び (3)（ただし、平成 24 年度までに着工した事業については附則 4）で算出した額に、設置者負担分の 1/2 の額を加えた額を特別に補助する。

6 交付額の算定については、原則として着工した年度の単価及び算定方法を適用する。ただし、事故繰越となった場合は、当初着工予定であった年度の単価及び算定方法を適用する。

7 平成 25 年度に補助内示した事業に係る特例措置

平成 25 年度に補助内示した事業のうち、次に掲げる補助対象事業に該当する事業であり、都が相当と認めるものについては、本則の規定にかかわ

ず、次による。

なお、平成 25 年度末までに未竣工である事業については竣工する年度まで本特例措置を適用する。

(1) 補助対象事業

次の条件を全て満たす事業であること。

- ア 平成 25 年度社会福祉施設整備費の国庫負担（補助）に係る協議において、不採択とされたこと。
- イ 附則 5 に該当すること。
- ウ 本則第 5 (1) で算出した額の 2/3 に相当する額を区市が補助すること。

(2) 補助金の交付額

本則第 5 (1) で算出した額の 1/3 の額に、設置者負担分の 1/2 の額を加えた額を特別に補助する。

8 平成 26 年度に補助内示をした事業に係る特例措置

平成 25 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（補正予算分）で国からの内示を受け、平成 26 年 4 月 7 日付 25 福保障居第 3126 号により内示を受けた事業については、原則として平成 25 年度の単価を適用する。ただし、国から追加内示（平成 26 年 8 月 4 日付関厚発 0804 第 17 号）を受けた事業については、平成 26 年度の単価を適用する。

9 平成 27 年度から平成 29 年度までに着工した事業に係る特例措置

平成 27 年度から平成 29 年度までに着工した事業については、本則の規定にかかわらず次による。

本則第 5 (1) の交付額の算定に当たっては、次表の左欄に定める施設の新規開設、定員増を伴う改築をする場合は、社会福祉法人等に限る、同表右欄に定める補助内容とする。

事業（施設）種別	補 助 内 容
障害福祉サービス事業所 （療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援） 共同生活援助事業所 児童発達支援センター	本則第 5 (1) で算出した額に、設置者負担分の 1/2 の額を加えた額を特別に補助する。

10 平成 30 年度から平成 32 年度までに着工した事業に係る特例措置

平成 30 年度から平成 32 年度までに着工した事業については、本則の規定にかかわらず次による。

本則第5（1）の交付額の算定に当たっては、次表の左欄に定める施設の新規開設、定員増を伴う改築をする場合は、社会福祉法人等に限り、同表右欄に定める補助内容とする。

事業（施設）種別	補 助 内 容
障害福祉サービス事業所 （療養介護・生活介護・自立 訓練・就労移行支援・就労継 続支援）	本則第5（1）で算出した額に、設置者負担分の1／2の額を加えた額を特別に補助する。ただし、以下に掲げるニーズのいずれかに対応する事業所とし、知事が必要と認めたものに限る。 ①利用者の高齢化、障害の重度化 ②医療的ケア ③地域生活支援の拠点
障害福祉サービス事業所 （短期入所） 共同生活援助事業所 児童発達支援センター 児童発達支援事業所及び放 課後等デイサービス事業所	本則第5（1）で算出した額に、設置者負担分の1／2の額を加えた額を特別に補助する。ただし、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に限る。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月5日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月19日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月2日から施行し、平成28年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。ただし、付表6については平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月17日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日以降申請のあった施設整備に係る補助について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

- (1) 第2の1(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(8)に掲げる施設(短期入所、居宅訪問型児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所を除く。)の場合

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
改 築	既存施設の改築整備(一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築(以下「耐震化等整備」という。)を含む。)をすること。
老 朽 民 間 社 会 福 祉 施 設 整 備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社授発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
増 築 (障害者支援施設 を除く。)	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
大 規 模 修 繕 等	既存建物について付表3及び付表6により整備をすること。
スプリンクラー 設 備 等 整 備	既存建物について付表4により整備をすること。
避難スペース整備 (身体障害者社会 参加支援施設を除 く。)	平成25年2月26日障発0226号第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により整備をすること。

- (2) 第2の1(6)に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大 規 模 修 繕 等	既存建物について付表6により整備をすること。
スプリンクラー 設 備 等 整 備	既存建物について付表4により整備をすること。

(3) 第2の1(1)に掲げる短期入所及び(7)に掲げる共同生活援助事業所の場合

整備区分	整備内容
創設	第2の1(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(8)、(9)又は(10)に掲げる施設との合築により新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	上記の創設により整備した既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	上記の創設により整備した既存建物について付表3及び付表6により整備をすること。
大規模修繕等 （上記の創設により整備した既存建物を除く。）	既存建物について付表3に掲げる1の(8)の事業の③、④及び付表6により整備をすること。
避難スペース整備	平成25年2月26日障発0226号第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により整備をすること。

(4) 第2の1(7)に掲げる居宅介護等事業所、就労定着支援事業所及び自立生活援助事業所並びに(8)に掲げる居宅訪問型児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所並びに(9)に掲げる事業所並びに(10)に掲げる事業所の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
大規模修繕等	既存建物について付表3及び付表6により整備をすること。

別表2

算定基準

区分	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
施設整備費	(1) 本体工事費	主体工事費 事業（施設）の種類ごとに付表1に掲げる1人（1施設）当たり基準単価に定員数（施設数）を乗じて得た額（ただし、付表2に掲げる加算を行う。）	施設整備（施設整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備（初度設備相当又は改築に係る設備相当）を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用を含む。）及び工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）
	(2) 大規模修繕等	付表3及び付表6について知事が承認した額（工事事務費については、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）とする。	同 上
	(3) スプリンクラー設備等工事費（既存施設に設置する場合）	(1) スプリンクラー設備 付表4第1に掲げる1㎡当たり基準単価（1㎡当たり実単価が基準単価に満たないときは実単価とする。）に施設の延べ床面積を上限として知事が必要と認めた面積を乗じて得た額 (2) 屋内消火栓設備 付表4第2について知事が承認した額	スプリンクラー設備等に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事費又は工事請負費の2.6%を限度とする。）
	(4) 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	付表1に掲げる1施設当たり基準単価に施設数を乗じて得た額	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（ただし、仮設施設整備工事は、解体撤去工事が補助対象の場合に限る。）
	(5) その他の工事	その他の工事 知事が承認した額	施設整備に必要な工事費又は工事請負費

(注1) 島しょ部において整備する場合には、基準額に次の指数を乗じるものとする。

対象島	割増率	対象島	割増率
大島	25%	三宅島	45%
利島	60%	御蔵島	60%
新島	40%	八丈島	50%
式根島	45%	小笠原父島	85%
神津島	45%	小笠原母島	90%

(注2) 分場を設置する場合には、通所施設の基準を適用する。

付表1

施設整備基準単価

事業(施設)の種類		単価	備考
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体	4,670,000	1人当たり
	施設入所支援整備加算、 本体(宿泊型自立訓練)	3,440,000	1人当たり
	重度化等対応加算	(Ⅰ) 330,000 (Ⅱ) 270,000	1人当たり
	就労・訓練事業等整備加算	40,700,000	1施設当たり
	大規模生産設備等整備加算	133,800,000	1施設当たり
	短期入所整備加算	3,210,000	1人当たり
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児 相談支援整備加算	9,220,000	1施設当たり
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪 問支援整備加算	6,090,000	1施設当たり
	避難スペース整備加算	35,400,000	1施設当たり
	短期入所整備重度化等対応加算	675,000	1人当たり
療養介護	本体	8,110,000	1人当たり
	就労・訓練事業等整備加算	40,700,000	1施設当たり
	大規模生産設備等整備加算	133,800,000	1施設当たり
	短期入所整備加算	3,210,000	1人当たり
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児 相談支援整備加算	9,220,000	1施設当たり
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪 問支援整備加算	6,090,000	1施設当たり
	避難スペース整備加算	35,400,000	1施設当たり
障害児入所施設	本体	8,110,000	1人当たり
	就労・訓練事業等整備加算	40,700,000	1施設当たり
	大規模生産設備等整備加算	133,800,000	1施設当たり
	短期入所整備加算	3,210,000	1人当たり
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児 相談支援整備加算	9,220,000	1施設当たり
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪 問支援整備加算	6,090,000	1施設当たり
	小規模グループケア整備加算	19,700,000	1施設当たり
	避難スペース整備加算	35,400,000	1施設当たり

施設整備基準単価

単位：円

事業（施設）の種類			単価	備考	
児童発達支援センター 児童発達支援事業 放課後等デイサービス	本体		4,670,000	1人当たり	
	重度化等対応加算	(Ⅰ)	330,000	1人当たり	
		(Ⅱ)	270,000		
	就労・訓練事業等整備加算		40,700,000	1施設当たり	
	大規模生産設備等整備加算		133,800,000	1施設当たり	
	短期入所整備加算		3,210,000	1人当たり	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		9,220,000	1施設当たり	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		6,090,000	1施設当たり	
	遊離スペース整備加算		35,400,000	1施設当たり	
	短期入所整備重度化等対応加算		675,000	1人当たり	
共同生活援助事業所	創設	利用定員 4人～10人	25,200,000	1施設当たり	
		短期入所整備加算		3,210,000	1人当たり
		エレベーター等設置整備加算		1,990,000	1施設当たり
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		9,220,000	1施設当たり
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		6,090,000	1施設当たり	
	遊離スペース整備加算		35,400,000	1施設当たり	
	重度化等対応加算(※)		4,500,000	1施設当たり	
	短期入所整備重度化等対応加算		675,000	1人当たり	
	増築整備（既存施設の現在定員の増員）		28,400,000	1施設当たり	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		9,220,000	1施設当たり	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		6,090,000	1施設当たり		
解体撤去工事費（入所系）		12,100,000	1施設当たり		
解体撤去工事費（通所系）		6,030,000			
仮設施設整備費（入所系）		22,000,000			
仮設施設整備費（通所系）		10,600,000			
補装具製作施設		15,900,000	1施設当たり		
百講大訓練施設		169,900,000			
点字図書館		48,300,000			
高層化特例割増率制度			都市部における3階以上の施設に対して、補助基本額の加算（10%以内）を行う。		

※重度化等対応加算を適用する場合は、エレベーター等設置整備加算は併用しない。

施設整備基準単価（都市部以外）

単位：円

事業（施設）の種類			単価	備考
生活介護 自立訓練、 就労移行支援 就労継続支援	本体		4,670,000	1人当たり
		施設入所支援整備加算、 本体（盲泊型自立訓練）	3,440,000	1人当たり
		(I)	330,000	1人当たり
		(II)	270,000	1人当たり
		就労・訓練事業等整備加算	38,800,000	1施設当たり
		大規模生産設備等整備加算	127,500,000	1施設当たり
		短期入所整備加算	3,210,000	1人当たり
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	8,850,000	1施設当たり
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	5,810,000	1施設当たり
		遊離スペース整備加算	33,700,000	1施設当たり
療養介護	本体		8,110,000	1人当たり
		就労・訓練事業等整備加算	38,800,000	1施設当たり
		大規模生産設備等整備加算	127,500,000	1施設当たり
		短期入所整備加算	3,210,000	1人当たり
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	8,850,000	1施設当たり
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	5,810,000	1施設当たり
		遊離スペース整備加算	33,700,000	1施設当たり
障害児入所施設	本体		8,110,000	1人当たり
		就労・訓練事業等整備加算	38,800,000	1施設当たり
		大規模生産設備等整備加算	127,500,000	1施設当たり
		短期入所整備加算	3,210,000	1人当たり
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	8,850,000	1施設当たり
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	5,810,000	1施設当たり
		小規模グループケア整備加算	18,800,000	1施設当たり
		遊離スペース整備加算	33,700,000	1施設当たり

施設整備基準単価（都市部以外）

事業（施設）の種類		都単価	備考
児童発達支援センター 児童発達支援事業 放課後等デイサービス	本体	4,670,000	1人当たり
	重度化等対応加算	(Ⅰ) 330,000	1人当たり
		(Ⅱ) 270,000	
	就労・訓練事業等整備加算	38,800,000	1施設当たり
	大規模生産設備等整備加算	127,500,000	1施設当たり
	短期入所整備加算	3,210,000	1人当たり
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	8,850,000	1施設当たり
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	5,810,000	1施設当たり
	避難スペース整備加算	33,700,000	1施設当たり
	短期入所整備重度化等対応加算	675,000	1人当たり
増設整備（既存施設の現在定員の増員）		25,200,000	1施設当たり
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		8,850,000	1施設当たり
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		5,810,000	1施設当たり
解体撤去工事費（入所系）		11,600,000	1施設当たり
解体撤去工事費（通所系）		5,750,000	
仮設施設整備費（入所系）		21,000,000	
仮設施設整備費（通所系）		10,200,000	

※都市部以外の地域において整備する場合、上記表の単価を用いる。

付表 2

既設社会福祉施設用地有効活用改築 促進及び高層化特例割増面積制度

I 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進

1 趣 旨

都市部における社会福祉施設の新規設置については、深刻な用地不足からその整備が進まない実態にあることから、こうした問題を緩和するため、既存施設を整備需要の高い施設と複合化して改築する場合に経過年数を緩和し、老朽度にかかわらず優先的に改築を認め、3階建以上の場合に補助基本額の加算を行う。

2 改築対象施設

- (1) 原則として、社会福祉施設等の延面積の50%以上が10年以上経過した建物であること。（原則として老朽度は問わない。）
- (2) 特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に所在し、他の緊急度の高い施設と複合化して改築する施設

3 緊急度の高い施設と認められる施設

- (1) 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設
- (2) これらに準ずる施設であって、特に必要と認める施設

4 優遇措置の内容

- (1) 都費補助の優先採択
- (2) 3階建以上の建物（改築施設及び緊急度の高い施設が3フロア以上を占有する場合に限る。）の場合
補助基本額の加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。

Ⅱ 高層化特例割増面積制度

1 趣 旨

都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の高度利用を図る観点から、高層化する場合に必要なスペースを確保できるよう、補助基本額の加算を行う。

2 対象施設

特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に整備する3階建以上の次の施設

- (1) 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設
- (2) これらに準じる施設であって、特に必要と認める施設

3 優遇措置の内容

補助基本額の加算を行う。

- (1) 2の(1)の施設の場合
10%以内で特に認める基本額
- (2) 2の(2)の施設の場合
8%以内で特に認める基本額

付表3

大規模修繕等

1 対象事業

区 分	内 容	対 象 施 設
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に耐えなくなり改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事	障害者（児）施設整備費補助金の対象施設ただし、(4)の②の事業については、入所施設とする。 ※一定年数はおおむね10年とする。
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に耐えなくなり改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事	
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用にたえなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事	
(4) 施設の模様替	① 狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事	
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備、整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事	
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防用設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い新たに必要となる設備の整備	
(7) 介護用リフト等特殊付帯工事	既存施設について平成17年10月5日社授発第1005008号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊付帯工事の取扱いについて」の別紙「社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊付帯工事費）補助金実施要綱」2により整備する工事（付表7）	
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 土砂災害等に備えた施設の補強改修及び防災対策上必要な設備の整備等（都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設における下記の事業等） ・土砂災害等により建物に作用される衝撃に対して安全なものとなるよう建物の補強を行う事業 ・土砂等の流入を防ぐための建物開口部の改修を行う事業 ・土砂災害等による建物への被害を軽減するための防護壁等の設置 ② 地震防災上、必要な補強改修 ・耐震診断結果に基づき、必要と判断される補	

	③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備 ④ 緊急災害時用の給水設備の整備	
(9) 生産設備近代化整備	既存施設について平成19年2月15日社授発第0215012号厚生労働省社会・援護局長通知「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」により建物に固定して一体的な設備を整備するための工事（付表5）	
(10) グループホーム改修整備	共同生活援助を行う場合に必要、既存建物のバリアフリー化工事、共同生活援助の基盤整備、エレベーター等設置整備を図るための改修工事	
(11) 短期入所事業所改修整備	短期入所を行う場合に必要、既存建物のバリアフリー化工事、短期入所の基盤整備を図るための改修工事	
(12) 障害福祉サービス事業等改修整備 （(10)、(11)の事業を除く。）	障害福祉サービス事業等を行う場合に必要、既存建物のバリアフリー化工事等、障害福祉サービス等の基盤整備を図るための改修工事	
(13) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事	

2 補助基準

- (1) 原則として一施設の総事業費が次により算出された金額以上（ただし、1の(7)の事業については、付表7に定める基準額の範囲内、1の(9)の事業については、付表5に定める基準額の範囲内）のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は1,000万円以上のものとする（ただし、入所施設以外の施設については、500万円以上のものとする。）。

施設延面積（基準面積）×4,000円

ただし、1の(3)の事業については、原則として総事業費が300万円以上、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上、通所（利用）施設にあっては30万円以上のもの、1の(8)の事業については原則として総事業費が500万円以上のもの、1の(10)の事業については30万円以上1,000万円以内のもの（ただし、エレベーター等設置整備を行う場合の上限は、エレベーター等設置整備以外の改修と併せて行う場合は1,200万円以内とし、エレベーター等設置整備のみ行う場合は200万円以内とする。）、1の(11)の事業については30万円以上600万円以内のもの（ただし、短期入所のみを改修整備する場合の基準額であり、本体施設（入所・通所・療養介護・グループホーム）の改修と一体的に短期入所を改修整備する場合は、本体施設の一部として整理する。）、1の(12)の事業は、30万円以上500万円未満のものとする。

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
 (3) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

付表4

スプリンクラー設備整備等

第1 スプリンクラー設備整備

1 補助対象施設

- (1) 入所施設（当該施設に併設する短期入所事業所を含む。）
 (2) 入所施設以外の施設については、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が6,000㎡以上の場合

2 補助金算定基準

1 種 目	2 基準額	3 基準単価	4 対象経費
既存施設に設置する場合	施設の延べ床面積を上限として知事が必要と認めた面積×基準単価	20,700 (39,300)	スプリンクラー施設の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事費又は工事請負費の2.6%限度）

() は、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の施設の基準単価
 消防ポンプユニット等の設置が必要な場合は、1施設当たり3,090千円加算する。

第2 屋内消火栓設備

1 補助対象施設

消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する施設（消防法令等が改正されるに伴い新たに必要となる施設を含む。）

2 補助金算定基準

- (1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

ア 基準単価

（基本額）（㎡当たり加算額）

501万円以内+2,000円/㎡以内

イ 屋内消火栓設置数による加算

屋内消火栓について、当該設備を設置する個数に259千円以内の額を乗じた額を加算する。

- (2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合

基準単価 当該設備を設置する個数に388千円以内の額を乗じた額
ただし、特別の事情がある場合を除いて上記（１）によることが
望ましいこと。

付表 5

生産設備の近代化整備

1 趣 旨

生産事業種目の転換等に必要な機械設備の整備のための費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、もって利用者の自立助長の促進を図るものである。

2 補助の対象

障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設において、次に掲げる事由により機械設備を整備するための機械器具購入費及び機械器具設置に係る工事費又は工事請負費を補助の対象とする。

なお、補助の採択に当たっては、当該施設の経営実績及び緊急度を勘案して決定するものとする。

- （１）経済情勢の変動による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- （２）技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- （３）利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は機械設備の整備

3 補助基準

- （１） 1施設ごとの対象経費の実支出額（2社以上の納入業者の見積もりのいずれか低い方）と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （２）（１）により選定された額と、1,340万円とを比較して少ない方の額を1施設当たりの補助基準額とする。ただし、原則として、150万円以上（事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には75万円以上）を対象とする。

付表 6

安全対策の強化に係る整備

- 1 趣 旨
障害者支援施設等の安全対策を強化するため、ブロック塀等の改修を行う。
- 2 補助の対象
安全点検の結果、問題があるブロック塀等（組積造又はコンクリートブロック造）の改修
- 3 補助基準
入所施設にあっては総事業費が1,000千円以上、通所（利用）施設にあっては300千円以上のものとする。

付表 7

介護用リフト等特殊附帯工事

- 1 趣 旨
社会福祉施設において介護を必要とする身体障害者等に対する入所者の処遇の向上並びに介護職員の就労環境の改善を図る。
- 2 補助の対象
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）を入所させるものに限る。）において、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費を補助の対象とする。
 - （1）介護用リフトの整備
居室や浴室等への介護のための天井走行型介護用リフトの整備
 - （2）特殊浴槽の整備
介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備
- 3 補助基準
付表1に定める就労・訓練事業等整備加算を適用する。

補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。

第1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

第2 補助事業に係る契約

(1) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。

(2) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

第3 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。

ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

第4 民間補助金との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

第5 承認事項

次の各号の一に該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。

(1) 補助事業の内容のうち、次の各号を変更しようとするとき。

ア 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変えない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員及び利用定員

エ 工事の内容

- ① 工期変更を伴うもの
 - ② 工法及び位置の変更を伴うもの
 - ③ 変更見込み金額が請負金額の10%に相当する額又は200万円を超える工事
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

第6 補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度末日までに完了しなければならない。

第7 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなくてはならない。

なお、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付しなければならない。

第8 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により報告しなければならない。

第9 状況報告

補助事業の遂行状況について、報告しなければならない。

第10 補助事業の遂行命令

第7及び第8の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

第11 実績報告

補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから10日以内に、補助事業の実績を別記第2号様式により報告しなければならない。

第12 補助金の額の確定

第11の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知する。

第13 是正のための措置

- 1 第12の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- 2 第11の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

第14 決定の取消し

- 1 次の各号の一に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等については、補助事業者が第19に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。
 - (5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 2 前項の規定は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

第15 補助金の返還

第1及び第14の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

第16 違約加算金

第14の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納額を控除した額）について、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第17 延滞金

補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第18 他の補助金等の一時停止

補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

第19 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第20 財産の管理義務

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第21 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

第22 関係書類の整理保管

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

なお、1,000万円以上の工事請負契約に係る支払領収書については、支払完了後速やかに提示すること。

別記第1号様式の(1)

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

事務所の所在地
法 人 名
法 人 代 表 者

(元号) 年度障害者(児)施設整備費
補助金の交付申請について

標記について、次により東京都補助金を交付されるよう関係書類を添えて、
下記のとおり申請する。

記

- | | | | |
|---|----------------------|-------------|---|
| 1 | 申 請 額 | 金 | 円 |
| 2 | 施設(事業)の種別及び施設の名称 | | |
| 3 | 申請額内訳 | 別記第1号様式の(2) | |
| 4 | 事業計画書 | 別記第1号様式の(3) | |
| 5 | 歳入歳出予算書(見込書)抄本(参考例1) | | |

(注) 1 E欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。なお、工事費対象の欄には、原則として、原価の金額と主体工事費及び別添証拠書類のB欄の合計金額の2.8%に相当する金額とを合計して算出た金額を記入すること。

2 E欄には、一人当たり補助対象となる事業費を記入し、一人当たり補助対象となる事業費が1万円を超える場合は「1」を記入すること。

3 4歳未満の子供が1人以上いる場合は「1」を記入すること。

4 補助対象となる事業費が1万円を超える場合は「1」を記入すること。

5 前記10に定める特別世帯補助金を記入すること。

事業計画

- (1) 施設の名義及び所在地
- (2) 施設（事業）の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び運営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

(1) 施設の規模及び構造

(ア) 敷地面積 _____ m²
 (イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収 (予定) 地の別)
 (ウ) 施設整備の区分 (創設、改築等の別)
 (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (オ) 建物の構造 (_____ 造)

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分 (年度：国庫・民間・自己資金・その他)

(才) 処分 (取りこわし) 年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

(ア) 建物の面積 建築面積_____㎡、延面積_____㎡
(イ) 建物の構造 (造)

(注) 1. 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 小計 (本体工事費)	円
エ 介護用リフト等特殊附帯工事費	円
(介護用リフト工事費)	円
(特殊浴槽工事費)	円
オ 生産設備等整備工事費	円
()	円
カ 解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費	
(解体撤去工事費)	円
(仮施設設置整備工事費)	円
キ その他の工事費	円
ク 初度設備相当	円
ケ 合計	円

(注) 工事仕様書、工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金	円
イ 東京都補助金	円
ウ 区市町村補助金	円
エ 設置者負担金	円
内訳 自己財源	円
寄付金	円
借入金	円
オ 合計	円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別	
イ 契約年月日	
ウ 着工年月日	
エ 竣工年月日	
オ 事業開始年月日	
カ 解体撤去工事関係	
(ア) 直営・請負の別	
(イ) 着工年月日	
(ウ) 完了年月日	
キ 仮施設設置工事関係	
(ア) 直営・請負・賃貸借の別	

(イ) 工事期間

(ウ) 仮施設の使用期間

(5) 担保に供する処分 (抵当権の設定)

当該施設を取得する際に、当該施設を取得するために行われる担保に供する処分における抵当権設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

(添付資料)

ア 借入金償還計画表 (参考例 2)

イ 各室面積表

ウ 工事仕様書

エ 請負いの場合は、工事請負契約書及び工事費費目別内訳書の写

賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写 (仮施設設置のみ)

オ 工事事務費に係る契約書又は請書の写 (建築設計・監理業務委託契約書及び費目別内訳書)

カ 建築確認済証の写

(建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証)

キ 建物配置図、平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図

ク 改築等の場合は、既存建物に係る図面等

ケ 初度設備相当・生産設備等整備工事費等に係る工事契約書又は見積書の写、カタログ等

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
 (2) 施設(事業)の種類
 (3) 設置主体及び運営主体
 (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 _____ m²
 (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
 (ウ) 施設整備の区分(創設、改築等の別)
 (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (オ) 建物の構造 (_____ 造)

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、改築及び増築等の場合は、既存建物との関係を明示すること。
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。
 なお、改築及び増築等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (イ) 建物の構造 (_____ 造)
 (ウ) 建築年月日
 (エ) 補助金の区分 (_____ 年度:国庫・民間・自己資金・その他)
 (オ) 処分(取りこわし)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (イ) 建物の構造 (_____ 造)

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 _____ 円
 イ 工事事務費 _____ 円

- ウ 小計(本体工事費) _____ 円
 エ 介護用リフト等特殊附帯工事費 _____ 円
 (介護用リフト工事費) _____ 円
 (特殊浴槽工事費) _____ 円
 オ 生産設備等整備工事費 _____ 円
 (_____) _____ 円
 カ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費
 (解体撤去工事費) _____ 円
 (仮設施設整備工事費) _____ 円
 キ その他の工事費 _____ 円
 ク 初度設備相当 _____ 円
 ケ 合計 _____ 円

(注) 工事仕様書、工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
 イ 着工年月日
 ウ 竣工年月日
 エ 事業開始年月日
 オ 解体撤去工事関係
 (ア) 着工年月日
 (イ) 完了年月日
 カ 仮設施設工事関係
 (ア) 工事期間
 (イ) 仮設施設の使用期間

(4) 担保に供する処分(抵当権の設定)

当該施設を取得する際に、当該施設を取得するために行われる担保に供する処分における抵当権設定の有無
 有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- ア 借入金償還計画表(参考例2)
 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
 イ 各室面積表
 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
 ウ 工事仕様書
 エ 請負いの場合は、工事請負契約書及び工事費費目別内訳書の写
 賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写(仮設施設整備のみ)
 オ 工事事務費に係る契約書又は請書の写(建築設計・監理業務委託契約書の写及び費目別内訳書)

- カ 工事完了報告書（設計監理者及び法人代表者の確認印が必要）
キ 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第7
項の規定による検査済証）
ク 建物配置図、平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
ケ 建物内外主要部分の写真（20葉程度）
コ 工事契約金額報告書（参考例4）
サ 初度設備相当・生産設備等整備工事費等に係る工事契約書又は請書の写、カ
タログ等

別記第3号様式

捺
印

請 求 書

金 円

ただし、 年度障害者（児）施設整備費補助金として、上記金額を請求します。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
法 人 名
代 表 者 名

捨
印

別記第4号様式

番
年 月 日
号

請 求 内 訳 書

捨
印

施設種別

施設名

東 京 都 知 事 殿

事務所の所在地
法 人 名
法 人 代 表 者

補 助 金 確 定 額	前回まで の受領額	今 回 請 求 額	残 高
A	B	(A-B)C	(A-B-C)D
円	円	円	円

(元号) 年度消費税仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日 福保障 第 号で交付決定を受けた (元号) 年度障害者(児)施設整備費補助金に係る消費税仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

(添付書類)

- (1) 印鑑証明書
- (2) 支払金口座振替依頼書

記

- 1 施設の種類別
- 2 施設の名称
- 3 補助事業の確定額
- 4 補助金返還相当額

金 円
金 円

(消費税の申告により確定した消費税控除税額
(要補助金返還相当額))

- 5 積算内訳等

(4の消費税仕入控除税額の積算内訳等を確認
するための書類を添付(確定申告書の写し、課
税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割
合を確認できる資料))

(参考例1)

歳入歳出予算書（見込書）又は決算書（見込書）抄本

〇〇法人〇〇〇

建設事業会計

区分	摘 要	金 額	備 考
収 入		円	
	計		
支 出			
	計		

この抄本は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

法 人 名
代 表 者 名

(参考例2)

借入金償還計画表

区分 年次	償還額			充当財源別金額			
	元 金	利 息	合 計				合 計
	円	円	円	円	円	円	円
合計							

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

法 人 名
代 表 者 名

(参考例3)

物品検収調書

検収 年月日	年 月 日	検収者 職・氏名	
次の物品を検収した。			
品 目	規 格	数 量	備 考
納入業者名			

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

法人名
代表者名

(参考例4)

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
法人名
代表者名

施行業者
所在地
会社名
代表者名

工事契約金額報告書

発注者（委託者）〇〇法人〇〇〇と請負者（受託者）△△△は◇◇◇施設建設
工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、
国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助要綱

26 福保障居第2283号
平成27年1月19日
26 福保障居第3065号
平成27年3月31日
28 福保障施第1076号
平成28年7月19日
30 福保障施第914号
平成30年7月3日

1. 目的

この事業は、障害者（児）施設を設置運営する事業者（以下「事業者」という。）が国有地又は民有地（以下「国有地等」という。）を借り受けて障害者（児）施設を新たに整備する場合に要する経費の一部を都が予算の範囲内で補助することにより、障害者施設の設置促進を図ることを目的とする。

2. 補助対象者

この事業の補助対象者は、社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。以下「法人」という。）とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 社会福祉法人その他の者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

3. 補助対象事業

- (1) この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が国有地等をその所有者から借り受けて別表1に掲げる事業所を新たに整備する事業とする。
- (2) (1)にかかわらず、次に掲げる場合は、補助対象としない。
 - ア 賃貸借契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
 - イ 他の補助制度等（「定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業」を除く。）により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
 - ウ その他東京都知事（以下「知事」という。）が適当でないと認める場合

4. 補助事業の実施期限

この事業は、平成33年3月31日までに、所有者と事業者の間の賃貸借契約に基づく土地の賃貸借期間が開始されたものを対象とする。

5. 補助対象期間

この補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、土地の賃貸借期間が開始された日の属する月（当該月の日数が1月に満たない場合も1月とみなす。）から起算して60月を上限とする。この場合において、賃料の支払を要しない月（日数が1月に満たない月も1月とみなす。）についても、1月と換算するものとする。

6. 補助対象経費

- (1) この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国有地等を借り受けて別表1に掲げる事業所を新たに整備する場合に要する土地の賃料とする。
- (2) (1)の補助対象経費については、平成27年1月19日以降に所有者と事業者の間で新たに締結した賃貸借契約に係る経費に限るものとする。

7. 補助金交付額

この補助金は、会計年度ごとに、次により算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 国有地
対象施設ごとに、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。
- (2) 民有地
 - ア 別表1の1欄に定める事業所等及び別表1の3欄に定める施設の場合
補助対象経費の実支出額と、施設の所在する別表2の1欄に掲げる区市町村に应じて同表の2欄に定める補助基準額（当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。
 - イ 別表1の2欄に定める事業所等の場合
補助対象経費の実支出額と、施設の所在する別表3の1欄に掲げる区市町村に应じて同表の2欄に定める補助基準額（当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。
 - ウ 別表1の4欄に定める事業所等の場合
補助対象経費の実支出額と、施設の所在する別表4の1欄に掲げる区市町村に应じて同表の2欄に定める補助基準額（当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

8. 補助条件

この補助金は、別記の補助条件を付して交付するものとする。

9. 補助金の交付申請及び交付決定

- (1) 事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、会計年度ごとに、別に定める期日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、知事に対し、補助金の交付を申請するものとする。

(2) 知事は、事業者から(1)による補助金の交付申請を受けたときは、会計年度ごとに、交付申請書及び添付書類の内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに当該事業者へ通知する。

10 補助金の請求

交付決定を受けた補助金を請求しようとするときは、請求書(別記第2号様式)に次の書類を添付して請求するものとする。

(1) 印鑑証明書

(2) 支払金口座振替依頼書

11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、都が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別記

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し事業者に対し報告を求めることができる。

5 補助事業の遂行命令

知事は、この要綱の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

6 実績報告

事業者は、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後、別に指定する期日までに、実績報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

7 補助金の額の確定等

知事は、6による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者へ通知する。

8 是正のための措置

(1) 知事は、7による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及

- びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- (2) 6の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の目的に使用したとき。
- ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) 前項の規定は、7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

知事は、1又は9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、事業者に対しその返還を命ずるものとする。

7の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

11 違約加算金

事業者は、9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 延滞金

事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 他の補助金等の一時停止等

事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

14 財産の適正管理

事業者は、知事の承認を受けないで、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）をこの補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

15 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

16 書類の整備保管

事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

17 開設の報告

事業者は、補助事業に係る施設を開設したときは、その開設の日から10日以内に、施設開設報告書（別記第4号様式）に関係書類を添えて施設の開設を知事に報告しなければならない。

18 消費税仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により知事に報告しなくてはならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

19 その他

事業者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

別表1 補助対象事業

定義	事業種別
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する障害福祉サービス事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び第3項に規定する医療型児童発達支援のうち次の事業を行う事業所等	生活介護 短期入所 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 児童発達支援（重症心身障害児（者）通所事業の指定を受けて障害福祉サービス事業と一体的に行う場合に限る。）
2 障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業のうち次の事業を行う事業所	共同生活援助
3 児福法第7条に規定する次の児童福祉施設	児童発達支援センター
4 児福法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び第3項に規定する医療型児童発達支援及び第4項に規定する放課後等デイサービスのうち次の事業を行う事業所等	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同第6条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所）

別表2 補助基準額

（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援（重症心身障害児（者）通所事業の指定を受けて、上記いずれかの障害福祉サービスと一体的に行う場合に限る。）、児童発達支援センターの場合）

（単位：千円）		（単位：千円）		（単位：千円）	
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 （1施設当たり） （年額）	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 （1施設当たり） （年額）	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 （1施設当たり） （年額）
千代田区	15,000	八王子市	5,000	瑞穂町	5,000
中央区	15,000	立川市	5,000	日の出町	5,000
港区	15,000	武蔵野市	10,000	檜原村	5,000
新宿区	10,000	三鷹市	10,000	奥多摩町	5,000
文京区	15,000	青梅市	5,000	大島町	5,000
台東区	10,000	府中市	5,000	利島村	5,000
墨田区	5,000	昭島市	5,000	新島村	5,000
江東区	10,000	調布市	5,000	神津島村	5,000
品川区	10,000	町田市	5,000	三宅村	5,000
目黒区	15,000	小金井市	5,000	御蔵島村	5,000
大田区	10,000	小平市	5,000	八丈町	5,000
世田谷区	10,000	日野市	5,000	青ヶ島村	5,000
渋谷区	15,000	東村山市	5,000	小笠原村	5,000
中野区	10,000	国分寺市	5,000		
杉並区	10,000	国立市	5,000		
豊島区	10,000	福生市	5,000		
北区	10,000	狛江市	5,000		
荒川区	10,000	東大和市	5,000		
板橋区	10,000	清瀬市	5,000		
練馬区	5,000	東久留米市	5,000		
足立区	5,000	武蔵村山市	5,000		
葛飾区	5,000	多摩市	5,000		
江戸川区	5,000	稲城市	5,000		
		羽村市	5,000		
		あきる野市	5,000		
		西東京市	5,000		

別表3 補助基準額

(共同生活援助の場合)

(単位：千円)

1 施設の所在 する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	7,500
中央区	7,500
港区	7,500
新宿区	5,000
文京区	7,500
台東区	5,000
墨田区	2,500
江東区	5,000
品川区	5,000
目黒区	7,500
大田区	5,000
世田谷区	5,000
渋谷区	7,500
中野区	5,000
杉並区	5,000
豊島区	5,000
北区	5,000
荒川区	5,000
板橋区	5,000
練馬区	2,500
足立区	2,500
葛飾区	2,500
江戸川区	2,500

(単位：千円)

1 施設の所在 する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	2,500
立川市	2,500
武蔵野市	5,000
三鷹市	5,000
青梅市	2,500
府中市	2,500
昭島市	2,500
調布市	2,500
町田市	2,500
小金井市	2,500
小平市	2,500
日野市	2,500
東村山市	2,500
国分寺市	2,500
国立市	2,500
福生市	2,500
狛江市	2,500
東大和市	2,500
清瀬市	2,500
東久留米市	2,500
武蔵村山市	2,500
多摩市	2,500
稲城市	2,500
羽村市	2,500
あきる野市	2,500
西東京市	2,500

(単位：千円)

1 施設の所在 する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	2,500
日の出町	2,500
檜原村	2,500
奥多摩町	2,500
大島町	2,500
利島村	2,500
新島村	2,500
神津島村	2,500
三宅村	2,500
御蔵島村	2,500
八丈町	2,500
青ヶ島村	2,500
小笠原村	2,500

別表4 補助基準額

(主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービスの場合)

(単位：千円)

1 施設の所在 する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	3,000
中央区	3,000
港区	3,000
新宿区	2,000
文京区	3,000
台東区	2,000
墨田区	1,000
江東区	2,000
品川区	2,000
目黒区	3,000
大田区	2,000
世田谷区	2,000
渋谷区	3,000
中野区	2,000
杉並区	2,000
豊島区	2,000
北区	2,000
荒川区	2,000
板橋区	2,000
練馬区	1,000
足立区	1,000
葛飾区	1,000
江戸川区	1,000

(単位：千円)

1 施設の所在 する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	1,000
立川市	1,000
武蔵野市	2,000
三鷹市	2,000
青梅市	1,000
府中市	1,000
昭島市	1,000
調布市	1,000
町田市	1,000
小金井市	1,000
小平市	1,000
日野市	1,000
東村山市	1,000
国分寺市	1,000
国立市	1,000
福生市	1,000
狛江市	1,000
東大和市	1,000
清瀬市	1,000
東久留米市	1,000
武蔵村山市	1,000
多摩市	1,000
稲城市	1,000
羽村市	1,000
あきる野市	1,000
西東京市	1,000

(単位：千円)

1 施設の所在 する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	1,000
日の出町	1,000
檜原村	1,000
奥多摩町	1,000
大島町	1,000
利島村	1,000
新島村	1,000
神津島村	1,000
三宅村	1,000
御蔵島村	1,000
八丈町	1,000
青ヶ島村	1,000
小笠原村	1,000

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名

印

平成 年度借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助金の
交付申請について

このことについて、下記のとおり提出します。

記

- 1 申請額 円
- 2 施設の種別及び名称
- 3 添付書類
- (1) 積算調書 (別紙1)
 - (2) 事業計画書 (別紙2)
 - (3) 誓約書 (別紙3)
 - (4) 土地賃貸借契約書の写し
 - (5) 部屋別面積表 (別紙4)
 - (6) 本事業に関する歳入歳出予算 (見込) 書抄本
 - (7) 借地料の算定根拠資料 (不動産鑑定評価書等)
 - (8) 土地登記事項証明書
 - (9) 公図
 - (10) 当事業における過年度の補助額確定通知の写し
 - (11) その他参考となる資料

※上記3 (7)、(8)、(9)については初年度交付申請時のみ添付
※上記3 (10)については初年度交付申請時は添付不要

担 当 者	
所 属	
氏 名	
電 話	

第1号様式 別紙1

積算調書

(申請者名
(施設種別
(施設名称

(1) 国有地

対象経費の 実支出 (予定) 額 A		対象経費の 実支出 (予定) 額 B		補助基準額 所要月数 別表第2欄に定める額 C		選定額 C (= B)	補助率 D	補助申請額 E = C × D
							1/2	

(注) 1 E欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

(2) 民有地

対象経費の 実支出 (予定) 額 A		対象経費の 実支出 (予定) 額 B		補助基準額 所要月数 別表第2欄に定める額 C		選定額 F	補助率 G	補助申請額 H = F × G
							1/2	

(注) 1 C欄には、別表に定める基準額を記入すること。
2 D欄は、日数が1月に満たない月も1月とみなすこと。
3 F欄には、B欄とE欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
4 H欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

1 施設等の種別

2 施設等の名称

(開設(予定)月 平成 年 月)

3 施設等の設置者

4 賃貸借契約の概要

所在地		
地積	m ² (うち、補助対象部分	m ²)
土地所有者 (賃貸人)	国有地 ・ 民有地	
土地賃貸借期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
賃借料	賃料月額 (前払一時金除く)	円 (平成 年 月 日から平成 年 月 日分)
	賃料年額 (前払一時金除く)	円 (平成 年 月 日から平成 年 月 日分)
	賃料前払い一時金	円 (平成 年 月 日から平成 年 月 日分)
	賃料前払い一時金	円

(補助対象分の賃借料)

(A)	契約締結日後60か月分の実支払予定額 (賃料前払い一時金及び保証金を除く)	円
(B)	(A)のうち補助対象額	円
(C)	(B)のうち本年度の支払額	月分 円
(D)	(B)のうち既支払額の計	累計 月分 円
(E)	残額(B-D)	月分 円

5 事業計画

年度	1	2	3	4	5	6	計
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
支払対象月数	月	12 月	12 月	12 月	12 月	月	60 月

誓 約 書

東京都知事 殿

借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助要綱(平成27年1月19日付26福保障居第2283号)第9条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱別記補助条件9(1)エの規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱別記補助条件10の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

法人の所在地

法人名

代表者

印

- * 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

○施設種別名○

①		②	
③		④	

單位：m³

	利用区分	スペース名	共用部分 面	積	按分方法	専用部分面積			
						①	②	③	④
1階									
1階面積計			0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	
2階									
2階面積計			0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	
3階									
3階面積計			0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	
延床面積計			0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	

○共有部分面積分類○

		共有部分 面积	①	②	③	④
			专用面积 0.00	专用面积 0.00	专用面积 0.00	专用面积 0.00
按分方法						
共用部分面积		0.00	0.00	0.00	0.00	

○施設種別別面積○

[illegible]

平成 年度 歳入歳出予算書抄本.

(単位:円)

区 分	摘 要	金 額	備 考
収入			
	計		
支出			
	計		

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○



積算調書

別紙1

(申請者名)
(施設種別)
(施設名称)

(1) 国有地

総事業費の 実支出 (予定) 額 A		対象経費の 実支出 (予定) 額 B		補助基準額 別表第2欄に定める額 所要月数 本年度における総額		選定額 C (=B)	補助率 D	補助申請額 E = C × D
							1/2	

(注) 1 B欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

(2) 民有地

総事業費の 実支出 (予定) 額 A		対象経費の 実支出 (予定) 額 B		補助基準額 別表第2欄に定める額 所要月数 本年度における総額 E = C × D / 12		選定額 F	補助率 G	補助申請額 H = F × G
							1/2	

(注) 1 C欄には、別表に定める基準額を記入すること。
2 D欄は、日数が1月に満たない月も1月とみなすこと。
3 F欄には、B欄とE欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
4 H欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

第2号様式

ただし、平成 年度借地を活用した障害者（児）施設設備支援事業補助金として、上記金額を請求します。

東京都知事 殿

所在地
法人名
代表者名

請求書
金 円

捨
印

年 月 日

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名

印

平成 年度借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業補助金の
事業実績報告について

平成 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた平成 年度借地を活用した
障害者(児)施設設置支援事業補助金について、次の関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 精算額 _____ 円
- 2 施設の種別及び名称
- 3 添付書類
- (1) 積算調書 (別紙1)
- (2) 事業実績報告書 (別紙2)
- (3) 本事業に関する歳入歳出決算(見込) 書抄本

担当者	
所属	
氏名	
電話	

積算調書

(申請者名
(施設種別
(施設名称

総事業費の 実支出額 A		対象経費の 実支出額 B	補助基準額		選定額 C (=B)	補助率 D	補助申請額 E = C × D
			別表第2欄に定める額	所要月数 本年度における総額			
						1/2	

(注) 1 E欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

総事業費の 実支出額 A		対象経費の 実支出額 B	補助基準額		選定額 F	補助率 G	補助申請額 H = F × G
			別表第2欄に定める額 C	所要月数 本年度における総額 E = C × D / 12			
						1/2	

- (注) 1 C欄には、別表に定める基準額を記入すること。
- 2 D欄は、日数が1月に満たない月も1月とみなすこと。
- 3 F欄には、B欄とE欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 H欄は、千円未満を切り捨てた額とすること。

平成 年度事業実績報告書

1 施設等の種別

2 施設等の名称

(開設(予定)月 平成 年 月)

3 施設等の設置者

4 賃貸借契約の概要

所在地	
地積	m ² (うち、補助対象部分 m ²)
土地所有者 (賃貸人)	国有地 ・ 民有地
土地賃貸借期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
賃借料	
賃料月額 (前払一時金除く)	円 (平成 年 月 日から平成 年 月 日分)
賃料年額 (前払一時金除く)	円 (平成 年 月 日から平成 年 月 日分)
賃料前払い一時金	円

(補助対象分の賃借料)

(A)	契約締結日後60か月分の実支払予定額 (賃料前払い一時金及び保証金を除く)	円
(B)	(A)のうち補助対象額	円
(C)	(B)のうち本年度の支払額	円 月分
(D)	(B)のうち既支払額の計	円 累計 月分
(E)	残額(B-D)	円 月分

5 事業計画

年度	1	2	3	4	5	6	計
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
支払対象月数	月	12 月	12 月	12 月	12 月	月	60 月

(参考例)

平成 年度 歳入歳出決算書抄本

(単位:円)

区 分	摘 要	金 額	備 考
収入			
	計		
支出			
	計		

この抄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○ (印)

第4号様式

平成 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者職氏名

印

借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助施設開設報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された平成 年度借地
を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金を受けた施設が、下記のとおり開設されたので
報告します。

記

1	施設種別	
2	開設者名	
3	施設名称	
4	施設所在地	
5	開設種別	ア 新規開設 イ 増築 ウ 改築
6	開設定員数	人
7	開設年月日	平成 年 月 日
8	交付決定額	円

（注1）指定通知、承認通知、開設許可書等の写しを添付すること。

担 当 者	
所 属	
氏 名	
電 話	

別記第5号様式

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

事務所の所在地
法 人 名
法 人 代 表 者

印

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 福保障施第 号で交付決定を受けた平成
年度借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金に係る消
費税仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

- 施 設 の 種 別
- 施 設 の 名 称
- 補助事業の確定額 金 円
- 補助金返還相当額 金 円
(消費税の申告により確定した消費税控除税額
(要補助金返還相当額))
- 積 算 内 訳 等 (4の消費税仕入控除税額の積算内訳等を添付)

定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助要綱

	23 福保障居第3805号
	平成24年3月30日
改正	24 福保障居第3644号
	平成25年3月29日
改正	25 福保障居第2782号
	平成26年3月31日
改正	26 福保障居第2224号
	平成27年1月19日
改正	26 福保障居第3062号
	平成27年3月31日
改正	28 福保障施第1075号
	平成28年7月19日
改正	30 福保障施第912号
	平成30年7月3日

1 目的

この事業は、障害福祉サービス事業所等の設置に係る用地（都有地を除く。以下同じ。）確保のための定期借地権設定に際して要する経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所等の整備を促進することを目的とする。

2 補助対象者

この事業の補助対象者は、社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。以下「法人」という。）とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 社会福祉法人その他の者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

3 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、法人が、別表1に掲げる事業所等の設置に係る用地確

保のため定期借地権を設定する際に、土地所有者に対して支払う一時金であって、別表2の第2欄に定める経費とする。

この場合において、定期借地権の設定期間は原則として施設整備補助金にかかる財産処分制限期間以上であることとする。

ただし、次に掲げる場合は補助対象としない。

- (1) 保証金として授受される一時金である場合
- (2) 定期借地権の設定期間が10年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- (3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
- (4) 他の補助制度等（借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業を除く。）により既に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
- (5) その他東京都知事（以下「知事」という。）が適当でないと認める場合

4 補助金交付額

この補助金の交付額は、別表2第1欄に掲げる交付基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 補助金の交付申請

この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

6 補助金の交付決定

知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めたときは、別紙1の補助条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知する。

7 補助金の請求

交付決定を受けた補助金を請求しようとするときは、請求書（別記第2号様式）に次の書類を添付して請求するものとする。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 支払金口座振替依頼書

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、東京都（以下「都」という。）が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別紙

補 助 条 件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別に必要なが生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業（法人が、別表1に掲げる事業所等の設置に係る用地確保のため定期借地権を設定し、土地所有者に対して一時金を支払うことをいう。）のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）又は（2）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（3）補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

4 状況報告

知事は、必要が生じたときは、補助事業の遂行状況について報告させることができる。

5 補助事業の遂行命令

知事は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第22条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

6 補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

7 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから10日以内に別記第3号様式に係属書類を添えて補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

8 補助金の額の確定

知事は、7の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

9 是正のための措置

- (1) 8の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は、当該補助事業につきこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。
- (2) 7の実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

10 決定の取消し

- (1) 補助事業者が次のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 補助事業により取得した財産を、当該補助条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸しつけ、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。
 - オ 交付決定を受けた社会福祉法人その他の者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) 前項の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

11 補助金の返還

補助事業者は、1及び10の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、

補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより返還しなければならない。

8の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

12 違約加算金

補助事業者は、10の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を補助事業者が納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

15 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得した財産は、補助事業の完了後においても、補助金の目的に従い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

16 財産の処分制限

補助事業者は、知事の承認を受けずに、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

17 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

18 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

19 定期借地権契約書

補助事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時的金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうち未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

20 開設の報告

補助事業者は、補助事業に係る施設を開設したときは、その開設の日から10日以内に、別記第4号様式に関係書類を添えて施設の開設を知事に報告しなければならない。

21 消費税仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により知事に報告しなくてはならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

別表1

1 定義	2 事業（施設）種別
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び第3項に規定する医療型児童発達支援のうち次の事業を行う事業所等	生活介護 短期入所 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 児童発達支援（重症心身障害児（者）通所事業の指定を受けて障害福祉サービス事業と一体的に行う場合に限る。）
児福法第7条に規定する次の児童福祉施設	児童発達支援センター
児福法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び第3項に規定する医療型児童発達支援及び第4項に規定する放課後等デイサービスのうち次の事業を行う事業所等	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同第6条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所）

別表2

1 交付基準額	2 対象経費	3 補助率
当該事業所等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価額（定期借地権の設定期間が50年未満の場合は、定期借地権設定期間（1年未満の端数切捨て）を50年で除した割合を乗じるものとする。）の2分の1の額	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）。	1/2

別記
第1号様式

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名

印

平成 年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金
交付申請書

このことについて、下記のとおり提出します。

記

- 1 申請額 円
- 2 施設の種別及び名称
- 3 添付書類
- (1) 積算調書 (別紙1)
 - (2) 事業計画書 (別紙2)
 - (3) 誓約書 (別紙3)
 - (4) 定期借地権設定契約書の写し
 - (5) 本事業に関する歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (6) 借地料の算定根拠資料(不動産鑑定評価書、不動産調査報告書等)
 - (7) 土地登記事項証明書
 - (8) 公図
 - (9) 現地写真
 - (10) その他参考となる資料

担 当 者	
所 属	
氏 名	
電 話	

別紙1

(申請者名)
(施設種別)
(施設名称)

積算調書

路線価 (円) (H) (A)	地積 (㎡) (B)	路線価評価額 (円) (C=A×B)	定期借地権 設定年数 (年) (D)	補助基準額 (円) (E=C×D/50 ×1/2)	対象経費の 実支出予定額 (円) (F)	寄付金 その他の収入 額 (円) (G)	対象経費の実支出 予定額から寄付金 その他の収入額を 控除した額 (H=F-G)	補助申請額 (EとHとを比較して少な い方の額×1/2) (円) (I)

- (注1) 路線価の証拠資料を添付すること。
- (注2) 定期借地権設定年数は、1年未満の端数を切り捨てた年数とすること。
- (注3) 補助申請額は、千円未満を切り捨てた額とすること。
- (注4) 黄色いセルのみ入力すること。

事業計画書

1 施設等の種別

2 施設等の名称

3 施設等の開設者

4 整備予定地の概要

所在地									
地積		㎡(うち対象施設部分㎡)							
地目	宅地・山林・田・畑・その他				建ぺい率	%	容積率	%	
用地状況	平坦地・傾斜地・その他						既存建物	有・無	
赤道	有・無	ガス	有・無	水道	有・無	境界確定の状況	済・未		
都市計画 市街化区域:用途地域()									
開発許可申請 有・無 有→現在の状況:									
その他、土壌汚染・埋蔵文化財等の有無や農地法・都市計画法・市町村宅地開発条例等の土地利用に係る規制の有無、担当部局との調整状況及び今後の予定									
現在の土地所有者(賃貸人)		一般個人・一般法人・理事等縁故者・関連法人・公有地							
		その他()							
賃借料		月額:金 円(うち公租公課相当額 円)							
		※賃借料は合理的な算出による近傍類似の値と比較して著しく高額なものでないこと。							
		年額:金 円(うち公租公課相当額 円)							
		賃料前払い一時金:金 円(年 月 日から 年 月 日分)							
		保証金:金 円							
路線価	㎡単価	円		全体	円		*国税局長が定めたもの		
契約締結日	年 月 日				土地引渡日	年 月 日			
定期借地権設定期間	年 月 日 ~ 年 月 日				(計 年 ヶ月)				
施設等の建設完了予定日						年 月 日			
抵当権設定	有・無	根抵当権設定	有・無	その他権利設定		有・無			

5 施設整備の概要

構造	規模		
建築用途	施設等定員		
施設等整備補助事業	有・無		
	事業名称:		
	事業名称:		
併設施設	有・無		

6 財源内訳(契約期間中の賃貸料)

・都補助金	円	(定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業)
・都補助金	円	(借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業)
・設置者負担金	円	
(内訳)	(円)	
一般財源	円	
その他の収入	円	
・合 計	円	

誓 約 書

第2号様式

東京都知事 殿

定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助要綱の5の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱の別紙補助条件の10の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、補助条件の11の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁に照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

印

請 求 書

金

円

ただし、平成 年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者職氏名

印

* 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第3号様式

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名

印

平成 年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金
実績報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定を受けた標記の補助金に
ついて、下記のとおり報告します。

記

1 要交付額 円

2 施設の種別及び名称

- 3 添付書類
- (1) 実績調書 (別紙1)
 - (2) 実績報告書 (別紙2)
 - (3) 定期借地権設定契約書の写し
 - (4) 本事業に関する歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (5) 借地料の算定根拠資料 (不動産鑑定評価書、不動産調査報告書等)
 - (6) 土地登記事項証明書
 - (7) 公図
 - (8) 現地写真
 - (9) 貸貸人からの請求書
 - (10) 貸貸人からの領収書
 - (11) その他参考となる資料

担 当 者	
所 属	
氏 名	
電 話	

別紙 1

(申請者名
施設種別
施設名称)

実績調書

路線価 (m^2) (A)	地積 (m^2) (B)	路線価評価 額 ($C=A \times B$) (円)	定期借地権 設定年数 (年) (D)	補助基準額 (円) $E=C \times$ $D/50 \times$ $1/2$	対象経費の 実支出額 (円) (F)	寄付金その他の 収入額 (円) (G)	対象経費の算出 額から寄付金その 他の収入額を控除し た額 (円) ($H=F-G$)	要交付額 (EとHとを比較して 少ない方の額) $\times$ $1/2$ (円) (I)	既交付決定額 (円) (J)	差引過 (▲不足) 額 (円) ($K=J-I$)

- (注1) 路線価の証拠資料を添付すること。
- (注2) 定期借地権設定年数は、1年未満の端数を切り捨てた年数とすること。
- (注3) 補助申請額は、千円未満を切り捨てた額とすること。
- (注4) 黄色いセルのみ入力すること。

実績報告書

1 施設等の種別

2 施設等の名称

3 施設等の開設者

4 整備予定地の概要

所在地											
地積		㎡ (うち対象施設部分 ㎡)									
地目	宅地・山林・田・畑・その他			建ぺい率	%	容積率	%				
用地状況	平坦地・傾斜地・その他					既存建物	有・無				
赤道	有・無	ガス	有・無	水道	有・無	境界確定の状況	済・未				
都市計画	市街化区域・用途地域()										
開発許可申請	有・無	有→現在の状況:									
その他、土壌汚染・埋蔵文化財等の有無や農地法・都市計画法・市町村宅地開発条例等の土地利用に係る規制の有無、担当部局との調整状況及び今後の予定											
現在の土地所有者(賃貸人)		一般個人・一般法人・理事等縁故者・関連法人・公有地									
		その他()									
賃借料		月額:金 円(うち公租公課相当額 円)									
		※賃借料は合理的な算出による近傍類似の値と比較して著しく高額なものでないこと。									
		年額:金 円(うち公租公課相当額 円)									
		賃料前払い一時金:金 円(年 月 日から 年 月 日分)									
		保証金:金 円									
路線価	㎡単価	円	全体	円	*国税局長が定めたもの						
契約締結日	年 月 日			土地引渡日	年 月 日						
定期借地権設定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			(計 年 ヶ月)							
施設等の建設完了予定日					年 月 日						
抵当権設定	有・無	根抵当権設定	有・無	その他権利設定	有・無						

5 施設整備の概要

構造		規模	
建築用途		施設等定員	
施設等整備補助事業	有・無		
	事業名称:		
	事業名称:		
併設施設	有・無		

6 財源内訳(契約期間中の賃貸料)

・都補助金	円	(定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業)
・都補助金	円	(借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業)
・設置者負担金	円	
(内訳)	一般財源 円	
	その他の収入 円	
・合 計	円	

第 4 号様式

平成 第 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者職氏名

[印]

定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助施設開設報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された平成 年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金を受けた施設が、下記のとおり開設されたので報告します。

記

1	施設種別	
2	開設者名	
3	施設名称	
4	施設所在地	
5	開設種別	ア 新規開設 イ 増築 ウ 改築
6	開設定員数	人
7	開設年月日	平成 年 月 日
8	補助額	円

(注 1) 指定通知、承認通知、開設許可書等の写しを添付すること。

担 当 者	
所 属	
氏 名	
電 話	

第 5 号様式

平成 第 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者職氏名

[印]

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 福保障施第 号で交付決定を受けた平成 年度定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金に係る消費税仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

- 1 施設の種別
- 2 施設の名称
- 3 補助事業の確定額
- 4 補助金返還相当額
(消費税の申告により確定した消費税控除税額 (要補助金返還相当額))
- 5 積算内訳等 (4 の消費税仕入控除税額の積算内訳等を添付)

＜参考例＞見積書

P-1

大項目

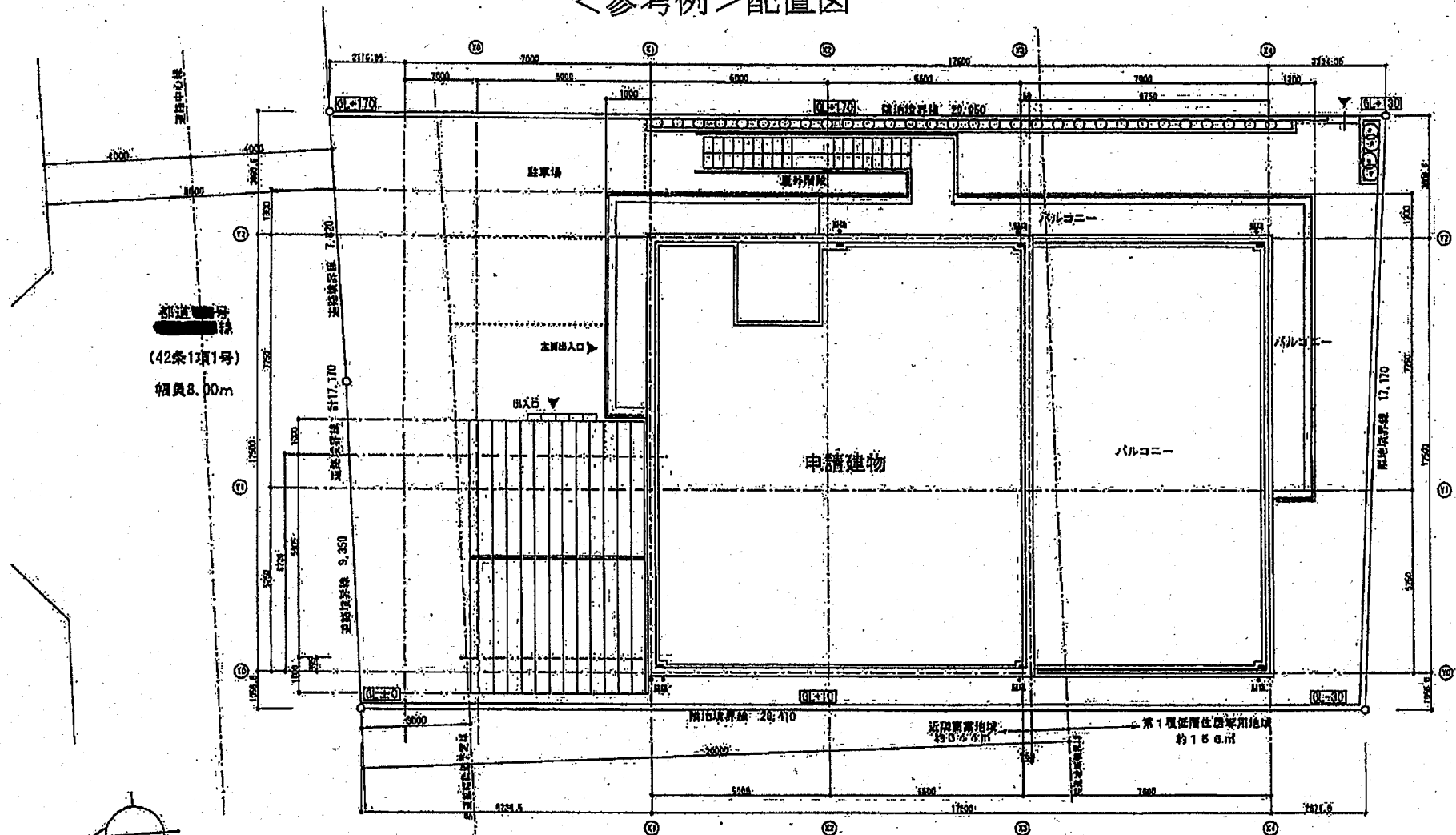
[illegible]

中項目

[illegible]

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	建築工事						
	直接仮設工事		1	式			
	土 工事		1	式			
	杭・地業工事		1	式			
	鉄筋コンクリート工事		1	式			
	煉瓦ブロック工事		1	式			
	防水工事		1	式			
	石 工事		1	式			
	タイル工事		1	式			
	木 工事		1	式			
	金属工事		1	式			
	左官工事		1	式			
	木製建具工事		1	式			
	金属製建具工事		1	式			
	ガラス工事		1	式			
	内装工事		1	式			
	雑工事		1	式			
	小 計						
	諸経費						
	消費税						
	計						

<参考例>配置図



利用者に提供するサービスを向上するために利用者の視点及び
職員がサービスを提供しやすい施設になっているかという視点も重要です。

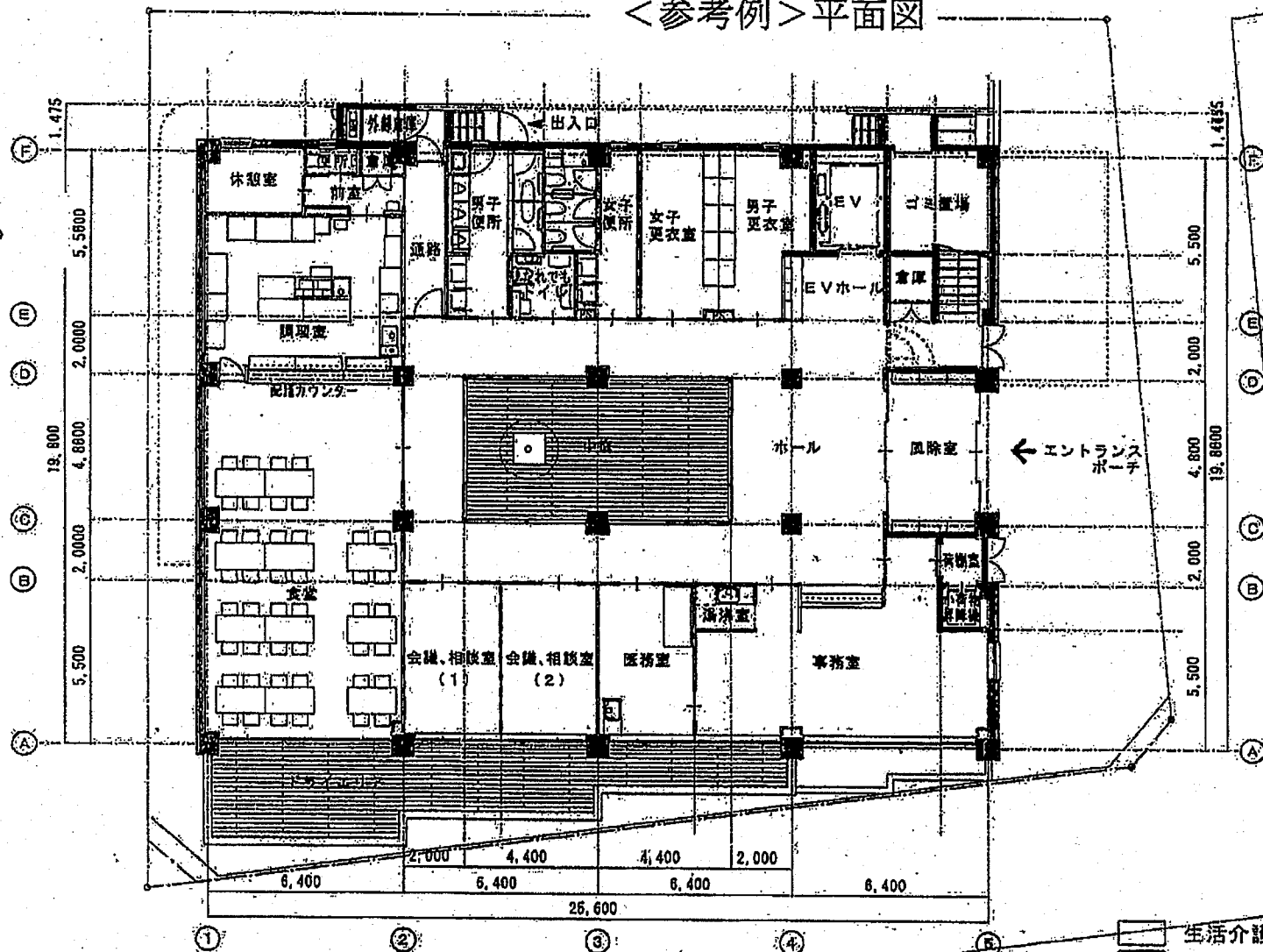
道路の幅員や、〇〇道〇号〇〇線などを記入してください。

配置図

1:150

<参考例> 平面図

就労訓練設備など設備も補助対象となる設備も図面に記載すること。



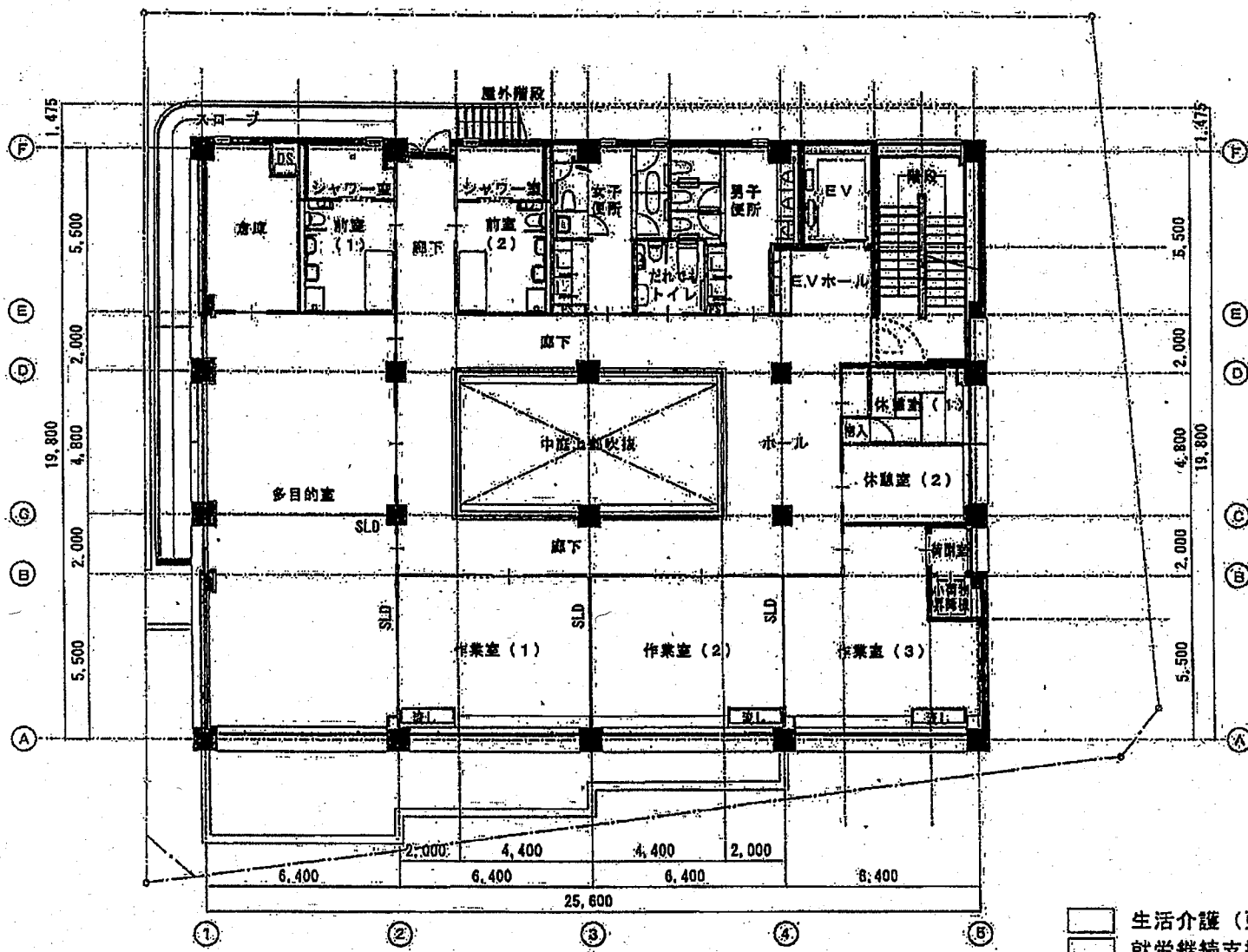
ドアの形状、トイレの形状、窓の位置、廊下の幅員、庇、非常用設備など、
 詳細な基本設計を作成してください。

合築の施設の場合は、それぞれの専用部分、共用部分がわかるように色分け
 してください。

各階平面図 (1 階)

1:200

- 生活介護 (更生施設)
- 就労継続支援B型 (授産施設)
- 共用部
- 共用部 (廊下等)



- 生活介護（更生施設）
- 就労継続支援B型（授産施設）
- 共用部
- 共用部（廊下等）

各階平面図（2階）

1:200

◇◇◇ この資料についてのお問い合わせ先 ◇◇◇

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 生活基盤整備担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
都庁第一本庁舎 31階 中央

電話 03-5321-1111 内線 33-275/33-276/33-277
03-5320-4152 (ダイヤルイン)

FAX 03-5388-1407